

児童・障害者相談センター  
児童相談センター

# 業 務 概 要

2022 年度版  
(2021 年度実績)

## ○児童福祉法抜粋

(児童の権利)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(保護者、地方公共団体の責任)

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

### ○児童の権利に関する条約抜粋

前文 この条約の締約国は、(中略)

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、(中略)

次のとおり協定した。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 (略)

## ○障害者基本法抜粋

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会\*の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二以下 略

※全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会

## はじめに

日頃は、児童福祉、障害者福祉の推進について、御理解と御協力をいただき心から御礼申し上げます。

この度、県内7児童・障害者相談センターと3児童相談センター（児童相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所をこの冊子ではまとめて「児童・障害者相談センター」と表記します。また、児童・障害者相談センターの児童相談部門と児童相談センターを合わせて単に「児童相談センター」とします。）の2021年度事業実績をまとめました。

2021年度に児童相談センターが対応した相談件数は20,944件でした。そのうち児童虐待相談は、2009年度以降10年連続で過去最多件数を更新し、2020年度は前年度より僅かに減少しましたが、2021年度は再び増加に転じ、6,588件（前年度比109.5%）と過去最多を更新しました。

全国的には痛ましい児童虐待事件が相次いで発生し、国全体で更なる児童虐待防止対策の強化が図られています。2022年6月には児童福祉法等が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化、児童の意見聴取等の仕組みの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入等が示されました。

愛知県におきましても、児童相談センターの専門職員の増員、研修の充実などの体制強化を進めるとともに、市町村、警察、医療機関等の関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待の予防と早期発見・早期対応、被虐待児童の自立支援に取り組んでまいります。

2021年度に障害者更生相談所が対応した相談件数は、身体障害者相談が33,299件（前年比106.7%）、知的障害者相談は5,109件（前年比110.4%）で、いずれも前年より増加しました。

障害者更生相談所では、手帳の交付や更生医療・補装具の要否判定の実施等を通して、障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らし続けられるように一層支援してまいります。

これからも、関係機関の方々との連携・協力の下、児童福祉法・障害者基本法の趣旨に則り、子どもの最善の利益のために、また、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生できる社会を実現するために、職員一同日々力を注いでまいりたいと考えております。

2023年 1月

中央児童・障害者相談センター長	前田 清
海部児童・障害者相談センター長	荒木 聖弘
知多児童・障害者相談センター長	近藤 雅明
西三河児童・障害者相談センター長	古田 学
豊田加茂児童・障害者相談センター長	井上 香奈子
新城設楽児童・障害者相談センター長	武田 靖志
東三河児童・障害者相談センター長	櫻井 浩司
一宮児童相談センター長	杉本 一正
春日井児童相談センター長	鈴木 勉
刈谷児童相談センター長	松永 聡

# 目 次

第1 児童（・障害者）相談センターの概要	
1 沿革	1
2 所在地と管轄区域	2
3 機構と職員配置状況	3
第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務	
1 概要	
(1) 業務内容	5
(2) 業務系統図	6
(3) 相談の種類と主な内容	7
2 児童相談業務の状況	
(1) 相談業務	
ア 相談受付の状況	8
イ 相談受付の種別	9
ウ 相談対応の状況	10
エ 延べ件数	12
オ 児童虐待相談の状況	13
(2) 家庭支援電話相談業務	16
(3) 一時保護業務	17
(4) 里親関連業務	18
(5) 児童虐待防止対策事業	20
3 資料	
福祉行政報告例等	24
第3 障害者相談部門の業務	
1 概要	40
2 業務内容	41
3 障害者相談業務の実施状況	45
4 資料	49

# 第1 児童（・障害者）相談センターの概要

## 1 沿革

1948年 4月 1日	中央児童相談所開設
1948年 6月 30日	一宮児童相談所（現一宮児童相談センターの管轄区域を管轄）、岡崎児童相談所（西三河地域を管轄）、豊橋児童相談所（東三河地域を管轄）開設
1953年 11月 1日	身体障害者更生相談所開設
1956年 11月 1日	地方自治法が一部改正され、名古屋市域の児童相談業務が名古屋市へ移管
1960年 7月 1日	精神薄弱者更生相談所開設
1972年 4月 1日	一時保護業務（一時保護所）を中央児童相談所に集中管理
1973年 4月 1日	半田児童相談所開設（知多地域を管轄）
1975年 4月 1日	豊田児童相談所開設（豊田加茂地域を管轄）
1977年 5月 1日	心身障害者更生相談所開設（西三河（豊田加茂地域を除く）及び東三河地域の身体障害者・精神薄弱者更生相談所業務を所轄）
1981年 4月 1日	刈谷児童相談所開設（碧海5市を管轄）
1989年 4月 1日	津島児童相談所開設（海部地域を管轄）
1993年 9月 1日	名古屋市精神薄弱者更生相談所の開設に伴い、名古屋市内の業務を名古屋市へ移管
1999年 4月 1日	精神薄弱者福祉法の改正（知的障害者福祉法に名称変更等）に伴い、精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に改称
2002年 4月 1日	愛知県第3次行革大綱に基づく地方機関の再編として、8か所の児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び心身障害者更生相談所を、3か所の児童・障害者相談センターと6か所の児童相談センターに再編（新城設楽児童相談センター開設（新城市、北設楽郡（稲武町を除く）、南設楽郡を管轄））
2008年 4月 1日	同じく地方機関の再編を行い、3か所の児童・障害者相談センター、6か所の児童相談センターを、7か所の児童・障害者相談センターと3か所の児童相談センターに再編（春日井児童相談センター開設（春日井市、小牧市を管轄）） （同時に、県事務所健康福祉課と併せた再編により、7か所の児童・障害者相談センターは「福祉相談センター」の組織となる） 一時保護業務（一時保護所）を西三河児童・障害者相談センターに移管
2015年 4月 1日	春日井児童相談センターに一時保護所を開設

## 2 所在地と管轄区域

### (1) 所在地

相談センター名	設置場所	面積(k㎡)	人口(人)	18歳未満(人)
中央児童・障害者相談センター	名古屋市中区三の丸2-6-1 三の丸庁舎7階 TEL052-961-7250 〒460-0001	272	644,110	108,308
海部児童・障害者相談センター	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎3階 TEL0567-25-8118 〒496-0047	208	321,878	48,290
知多児童・障害者相談センター	半田市宮路町1-1 TEL0569-22-3939 〒475-0902	392	622,574	101,526
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎9階 TEL0564-27-2779 〒444-0860	605	593,568	99,799
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市元城町2-68 TEL0565-33-2211 〒471-0024	951	479,465	76,853
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市中野6-1 TEL0536-23-7366 〒441-1326	1,052	51,030	6,329
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎1階 TEL0532-54-6465 〒440-0806	671	688,236	107,311
一宮児童相談センター	一宮市昭和1-11-11 TEL0586-45-1558 〒491-0917	334	785,784	119,920
春日井児童相談センター	春日井市神屋町713-8 TEL0568-88-7501 〒480-0304	156	453,604	70,862
刈谷児童相談センター	刈谷市神田町1-3-4 TEL0566-22-7111 〒448-0851	203	530,806	89,121
計		4,844	5,171,055	828,319

(注) ・「面積」は、2022年4月1日現在(国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)  
 ・「人口」は、2022年4月1日現在(県民生活部統計課「県及び市町村別男女別年齢別推計人口」より)  
 ・「18歳未満」は、17歳以下の人口の和を計上。2022年10月1日現在(県民生活部統計課「県及び市町村別男女別年齢別推計人口」より)

### (2) 管轄区域

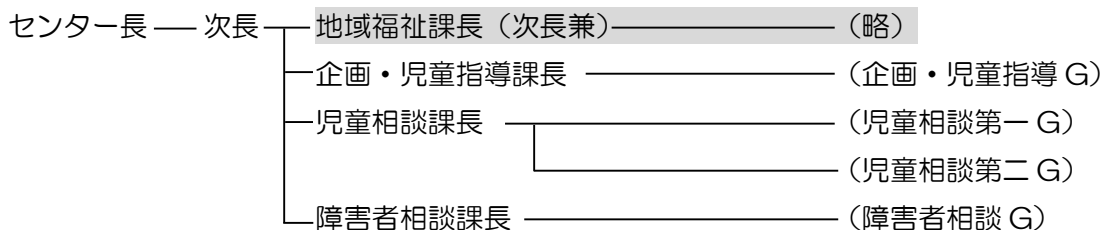
2022年4月1日現在

相談センター名	児童相談業務	障害者相談業務
中央児童・障害者相談センター	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町	左に加え、海部児童・障害者、知多児童・障害者、一宮児童、春日井児童の管轄区域の全業務
海部児童・障害者相談センター	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
知多児童・障害者相談センター	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市、西尾市、幸田町	左に加え、豊田児童・障害者、刈谷児童の管轄区域の全業務
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市、みよし市	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	左に加え、新城設楽児童・障害者の管轄区域の全業務
一宮児童相談センター	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
春日井児童相談センター	春日井市、小牧市	
刈谷児童相談センター	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	

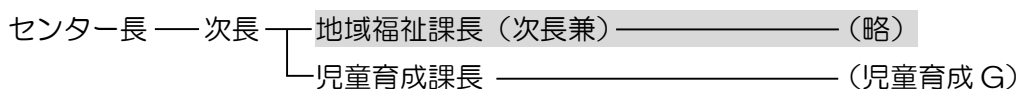
### 3 機構と職員配置状況 (2022年4月1日現在)

#### (1) 機構

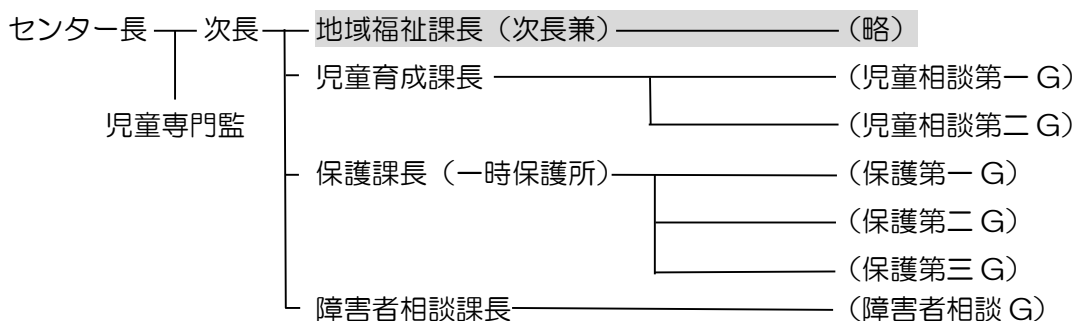
##### ○尾張福祉相談センター（中央児童・障害者相談センター）



##### ○海部、知多、豊田加茂、新城設楽福祉相談センター（児童・障害者相談センター）

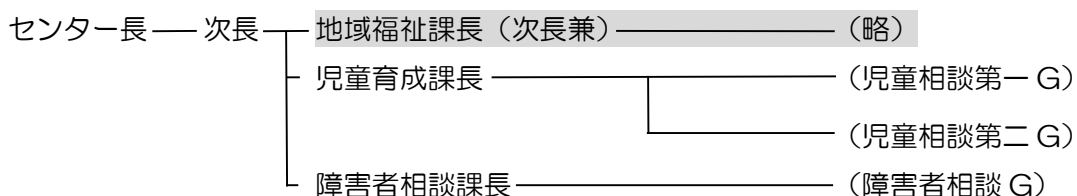


##### ○西三河福祉相談センター（児童・障害者相談センター）

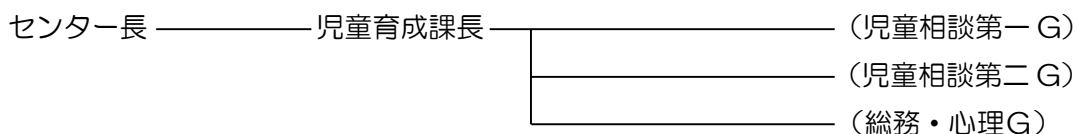


児童専門監

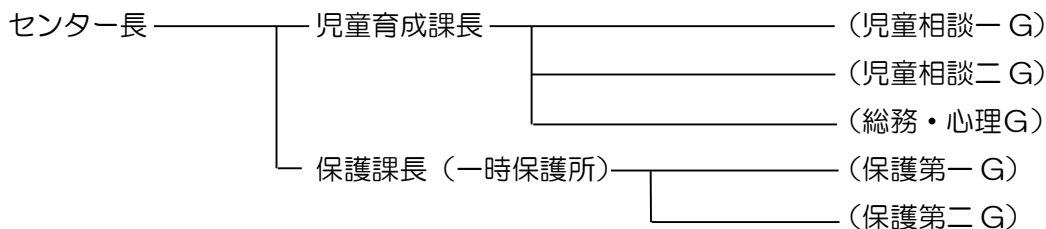
##### ○東三河福祉相談センター（児童・障害者相談センター）



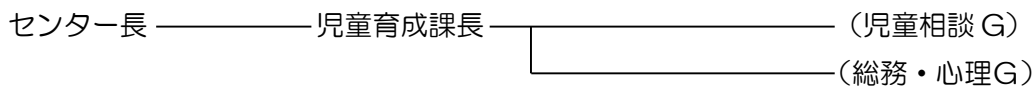
##### ○一宮児童相談センター



##### ○春日井児童相談センター



##### ○刈谷児童相談センター



※          福祉事務所部分

## (2) 職員配置状況 (2022年4月1日現在)

名 称	センター長	児童相談部門							障害者相談部門				計
		医師	スーパーバイザー	児童福祉司	児童心理司	保健師	一時保護所職員	その他	障害者福祉司	判定員	看護師	その他	
中央	1	(2)	5	24	13	1		(6)	1	3 (1)	1	2 (5)	51 (14)
海 部	1	(1)	3	13	8	1		(1)		1			27 (2)
知 多	1		4	18	11	1		(1)		1			36 (1)
西三河	1	1 (2)	5	22	13	1	35 (9)	(4)	1	1 (1)	1	1	82 (16)
豊 田 加 茂	1	(2)	4	18	11	1		(1)		1			36 (3)
新 城 設 楽	1	(1)	1	2	1	1				1			7 (1)
東三河	1	(1)	4	21	12	1		(1)	1	1	1	(1)	42 (3)
一 宮	1	(2)	5	25	15	1		2 (2)					49 (4)
春日井	1		4	18	11	1	23 (4)	2 (5)					60 (9)
刈 谷	1		3	17	10	1		2 (2)					34 (2)
計	10	1 (11)	38	178	105	10	58 (13)	6 (23)	3	9 (2)	3	3 (6)	424 (55)

※( )は非常勤職員等(別掲)



## 第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務

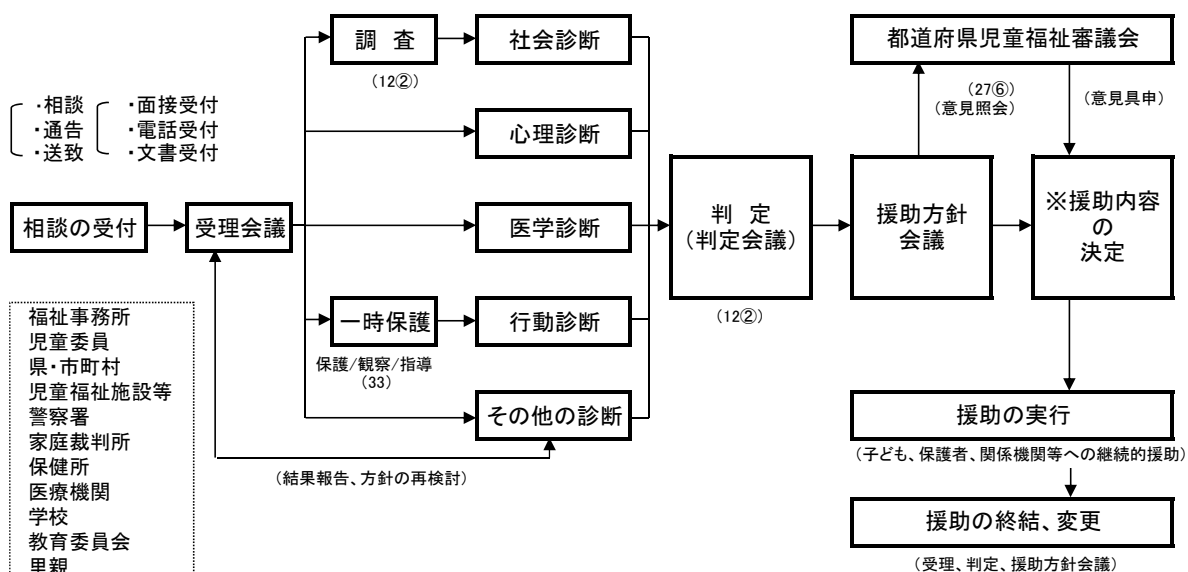
### 1 概要

#### (1) 業務内容

児童・障害者相談センターの児童相談部門及び児童相談センター（以下、総称して「児童相談センター」という。）は、児童福祉法及び児童虐待防止法に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、主として以下の業務を行っている。

- 1 市町村の業務（児童福祉法第10条第1項に規定 子ども等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- 3 子ども及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- 4 子どもを児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- 5 子どもの一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- 6 一時保護解除後の家庭その他環境の調整等の措置により子どもの安全を確保すること。
- 7 家庭裁判所に対し、後見人の選任・解任並びに親権喪失等の請求を行うこと。
- 8 里親に関する普及啓発を行うこと。また、里親について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- 9 子どもを養子とする養子縁組に関する者について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

(2) 業務系統図



- 福祉事務所
- 児童委員
- 県・市町村
- 児童福祉施設等
- 警察署
- 家庭裁判所
- 保健所
- 医療機関
- 学校
- 教育委員会
- 里親
- 家族・親戚
- 近隣・知人
- 児童本人

- ※援助内容
- 1 在宅指導
    - (1) 措置によらない指導 (12②)
      - ア 助言指導
      - イ 継続指導
      - ウ 他機関あつせん
    - (2) 措置による指導
      - ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
      - イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
      - ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
      - エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
      - オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
      - カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
      - キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
    - (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)
  - 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
    - 指定発達支援医療機関委託 (27②)
  - 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
  - 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
  - 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
    - 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
    - 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
  - 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
  - 7 家庭裁判所への家事審判の申立て
    - ア 施設入所の承認 (28①②)
    - イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
    - ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
    - エ 後見人選任の請求 (33の8)
    - オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の種類と主な内容

大分類	相談の種類	内 容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。 （ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う）
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	く犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のく犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からく犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。 （受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。 （非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

## 2 児童相談業務の状況

### (1) 相談業務

#### ア 相談受付の状況

##### ○ 経路別受付状況

2021年度の県内10か所の児童相談センターの「相談受付件数」は21,142件で、2020年度の19,196件から+1,946件(+10.1%)の増加となっています。

相談受付の経路としては市町村（福祉事務所、児童委員、保健センター等）からの受付が一番多く、7,704件となっています。次に警察からが5,769件、家族・親戚からが4,311件、となっています。

区分	県			市 町 村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			認定こども園	警察署	家庭裁判所
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関			
男	167	5	99	4,759	1	23	374	19	150	15	3	3,065	9
女	183	6	94	2,331	3	18	195	9	104	10	5	2,704	5
計	350	11	193	7,090	4	41	569	28	254	25	8	5,769	14
構成比	1.7%	0.1%	0.9%	33.5%	0.02%	0.2%	2.7%	0.1%	1.2%	0.1%	0.04%	27.3%	0.1%

区分	保健所及び医療機関		学 校 等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
男	9	117	13	142	5	15	3	2,682	752	84	47	12,558
女	7	129	6	204	3	16	3	1,629	743	132	45	8,584
計	16	246	19	346	8	31	6	4,311	1,495	216	92	21,142
構成比	0.1%	1.2%	0.1%	1.6%	0.04%	0.1%	0.03%	20.4%	7.1%	1.0%	0.4%	100.0%

## イ 相談受付の種別

### ○ 相談種別児童受付状況

2021年度の「相談受付件数」21,142件の相談種別・年齢別の内訳は、以下のとおりです。

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談
0歳	386	340	1	0	0	0	0	1	0	0	0
1歳	465	277	0	1	0	0	2	71	0	0	0
2歳	420	303	1	2	0	0	10	184	7	0	0
3歳	411	262	2	0	0	0	21	804	44	0	0
4歳	400	251	1	2	0	0	16	336	25	0	0
5歳	422	229	0	9	0	0	26	723	60	0	0
6歳	406	208	0	5	0	1	12	423	52	0	0
7歳	394	219	0	5	0	0	26	598	72	4	6
8歳	404	202	0	3	0	0	7	359	46	2	7
9歳	389	202	1	3	0	0	15	233	33	4	7
10歳	345	200	0	2	0	0	16	580	35	1	8
11歳	386	206	2	2	0	2	10	337	44	1	14
12歳	356	231	1	4	0	1	9	292	18	17	15
13歳	372	283	1	3	1	0	17	557	29	13	49
14歳	355	284	1	1	0	0	18	477	19	30	21
15歳	297	253	5	1	0	0	14	337	10	23	6
16歳	257	237	3	9	0	0	24	480	5	16	1
17歳	229	250	2	2	0	0	29	496	3	13	1
18歳以上	4	25	1	0	0	0	6	27	0	0	0
計	6,698	4,462	22	54	1	4	278	7,315	502	124	135

	育成相談				その他の相談	計	(再掲)		
	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育相 児・しつけ談			児童虐待通告	いじめ相談	被害相談 児童買春等
0歳	0	0	0	12	6	746	449	0	0
1歳	1	0	0	17	2	836	548	0	0
2歳	1	0	4	28	7	967	509	0	0
3歳	3	0	7	82	6	1,642	495	0	0
4歳	5	0	9	73	6	1,124	481	0	0
5歳	5	0	35	73	8	1,590	483	0	0
6歳	24	3	56	26	4	1,220	479	0	0
7歳	46	3	46	1	5	1,425	472	4	0
8歳	43	5	74	3	3	1,158	468	38	0
9歳	43	2	24	1	7	964	444	1	0
10歳	58	5	23	0	8	1,281	405	0	0
11歳	53	11	21	1	6	1,096	434	1	0
12歳	51	15	18	1	7	1,036	406	1	0
13歳	89	14	25	0	8	1,461	431	2	0
14歳	65	12	23	0	8	1,314	381	3	0
15歳	38	6	11	0	7	1,008	334	0	0
16歳	46	5	5	0	4	1,092	280	2	0
17歳	38	6	9	0	5	1,083	196	10	1
18歳以上	3	0	0	0	33	99	2	0	0
計	612	87	390	318	140	21,142	7,697	62	1

## ウ 相談対応の状況

### ○ 相談種別別対応状況

2021年度の「相談対応件数」は20,944件で、前年度に比べ+1,817件(+9.5%)の増加となっています。(11ページの表のとおり)

相談種別ごとに見ますと、障害児に関する「障害相談」が8,122件で全体の38.8%を占めており、以下、「養護相談(虐待)」6,588件(31.5%)、「養護相談(虐待を除く)」4,416件(21.1%)、しつけや児童の性格行動等に関する「育成相談」1,406件(6.7%)の順となっています。

前年度と比較しますと、「養護相談(虐待)」が109.5%(6,019件→6,588件)、「養護相談(虐待を除く)」が101.5%(4,352件→4,416件)、「障害相談」が116.3%(6,983件→8,122件)、「育成相談」が105.3%(1,335件→1,406件)とほとんどが増加しています。一方で前年度も減少していた「非行相談」が92.3%(273件→252件)と今年度も減少しています。

### ○ 対応の内訳

児童相談センターが対応した20,944件の対応種別の内訳では、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が18,110件で全体の86.5%を占めています。「助言指導」の内訳を見ますと、障害相談が8,010件(44.2%)、養護相談が8,582件(47.4%)を占めています。心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」は939件で全体の4.5%を占めています。「継続指導」のうち、養護相談-児童虐待相談が578件(61.6%)、養護相談-その他の相談が278件(29.6%)で、養護相談だけで「継続指導」の91.2%を占めています。措置について見ますと、児童福祉施設への入所措置である「児童福祉施設入所」は291件で全体の1.4%を占めており、里親・ファミリーホーム委託の措置である「里親委託」は82件で全体の0.4%を占めています。なお、2017年度から通告を受けた児童がより身近で適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」を実施しており、2021年度は803件(3.8%)の事案を市町村に送致しました。

前年度と比較しますと「市町村送致」は、94.7%(848件→803件)と減少していますが、「里親委託」が120.6%(68件→82件)、「助言指導」が111.5%(16,242件→18,110件)が増加、そのほか、「児童福祉施設入所」が104.3%(279件→291件)、「継続指導」も101.3%(927件→939件)と僅かに増加しています。

区分		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	指導・指導委託 児童家庭支援センター	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	知的障害者福祉司・社会的福祉主事指導を含む
		助言指導	継続指導	他機関あつせん							
相養談護	児童虐待相談	4,945	578	39	46	0	0	1	756	0	
	その他の相談	3,637	278	122	19	0	0	0	47	0	
保健相談		21	0	1	0	0	0	0	0	0	
障害相談	肢体不自由相談	6	0	1	0	0	0	0	0	0	
	視聴覚障害相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	言語発達障害等相談	3	0	1	0	0	0	0	0	0	
	重症心身障害相談	247	0	0	0	0	0	0	0	0	
	知的障害相談	7,260	4	1	0	0	0	0	0	0	
	発達障害相談	493	2	6	0	0	0	0	0	0	
相非談行	ぐ犯行為等相談	78	16	12	7	0	0	0	0	0	
	触法行為等相談	6	4	1	37	0	0	0	0	0	
育成相談	性格行動相談	527	52	19	1	0	0	0	0	0	
	不登校相談	85	2	4	0	0	0	0	0	0	
	適性相談	384	0	4	0	0	0	0	0	0	
	育児・しつけ相談	306	3	9	0	0	0	0	0	0	
その他の相談		111	0	27	0	0	0	0	0	0	
計		18,110	939	247	110	0	0	1	803	0	
再掲	いじめ相談	67	0	4	0	0	0	0	0	0	
	児童買春等被害相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	

区分		訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への約	その他	計
			入所	家庭裁判所送致の3による	通所						
相養談護	児童虐待相談	1	146	0	0	0	17		0	59	6,588
	その他の相談	0	119	0	1	2	64		1	126	4,416
保健相談		0	0	0	0	0	0		0	0	22
障害相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0		46	0	53
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0		0	0	1
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0		0	0	4
	重症心身障害相談	0	2	0	0	2	0		25	3	279
	知的障害相談	0	4	0	0	0	0		8	5	7,282
	発達障害相談	0	1	0	0	0	0		1	0	503
相非談行	ぐ犯行為等相談	2	4	0	0	0	1	3	0	1	124
	触法行為等相談	64	10	0	0	0	0	6	0	0	128
育成相談	性格行動相談	0	5	0	0	0	0		0	3	607
	不登校相談	0	0	0	0	0	0		0	0	91
	適性相談	0	0	0	0	0	0		2	0	390
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0		0	0	318
その他の相談		0	0	0	0	0	0		0	0	138
計		67	291	0	1	4	82	9	83	197	20,944
再掲	いじめ相談	0	0	0	0	0	0	1		0	72
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0		0	1

## 工 延べ件数

2021年度中に調査や指導を行った延べ件数は347,997件で、前年度に比べ31,582件(+10.0%)増加しています。

相談種別ごとに見ますと、「養護相談(虐待)」が182,975件で全体の52.6%を占めています。以下、「養護相談(虐待を除く)」121,684件(35.0%)、「障害相談」24,332件(7.0%)の順となっています。

前年度と比較しますと、「障害相談」が115.6%(21,042件→24,332件)「養護相談(虐待)」が112.0%(163,319件→182,975件)、「養護相談(虐待を除く)」が109.4%(111,242件→121,684件)と増加しています。一方で、「育成相談」は94.5%(10,720→10,129件)、「非行相談」が87.6%(9,755件→8,549件)と減少しています。

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	27,972	1,818	61	1,156	6,953	1,127	465	67	4,475	0	5	4,435	2,717	726	51,977
保護者	86,008	4	0	5	3	0	7	0	8,368	0	0	554	4,009	782	99,740
その他	188,815	11	0	7	0	0	0	0	2,263	0	0	1,238	3,374	572	196,280
計	302,795	1,833	61	1,168	6,956	1,127	472	67	15,106	0	5	6,227	10,100	2,080	347,997

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計	
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員		
養護相談	児童虐待相談	167,880	587	40	721	467	35	227	45	3,202	0	2	3,464	5,268	1,037	182,975
	その他の相談	112,415	276	16	398	194	39	90	14	1,594	0	0	1,791	3,839	1,018	121,684
保健相談	156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	157	
障害相談	肢体不自由相談	363	0	0	0	7	0	0	0	23	0	0	3	3	0	399
	視聴覚障害相談	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	8
	言語発達障害等相談	74	0	0	0	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	80
	重症心身障害相談	915	2	0	0	70	134	0	0	277	0	0	16	25	0	1,439
	知的障害相談	5,239	925	1	3	5,188	896	8	0	8,132	0	2	90	135	1	20,620
	自閉症等相談	756	0	0	0	410	2	1	0	601	0	0	16	0	0	1,786
非行相談	く犯行為当相談	3,645	8	0	12	12	0	16	1	37	0	0	159	131	6	4,027
	触法行為当相談	3,527	10	1	12	52	1	81	3	215	0	0	317	289	14	4,522
育成相談	性格行動相談	6,548	25	3	22	72	3	40	2	275	0	1	334	399	3	7,727
	不登校相談	324	0	0	0	9	0	3	0	31	0	0	4	5	0	376
	適性相談	370	0	0	0	308	6	6	2	450	0	0	7	2	0	1,151
	育児・しつけ相談	406	0	0	0	165	11	0	0	263	0	0	26	4	0	875
その他の相談	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	171	

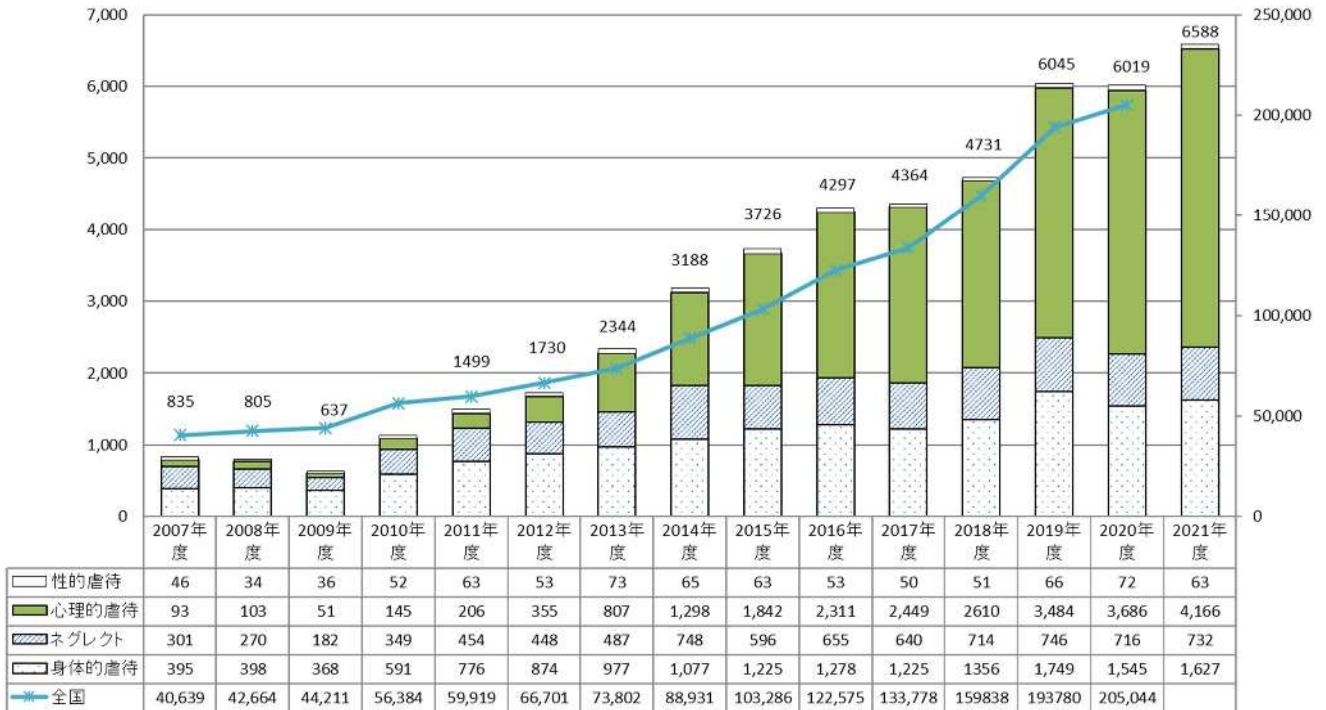


## オ 児童虐待相談の状況

### ○ 対応件数の推移（2007年度～ 全国と愛知県）

児童虐待相談の統計が取り始められた1990年度から愛知県、全国ともに児童虐待相談は増え続けており、特に「児童虐待防止法」が施行された2000年頃から一気に増加しました。2020年度は前年度を僅かに下回っておりましたが、2021年度の愛知県の児童虐待相談対応件数は6,588件で前年度比109.5%(+569件)と再び増加し、過去最多件数を更新しました。

虐待相談件数の推移



### ○ 虐待の種類別構成比

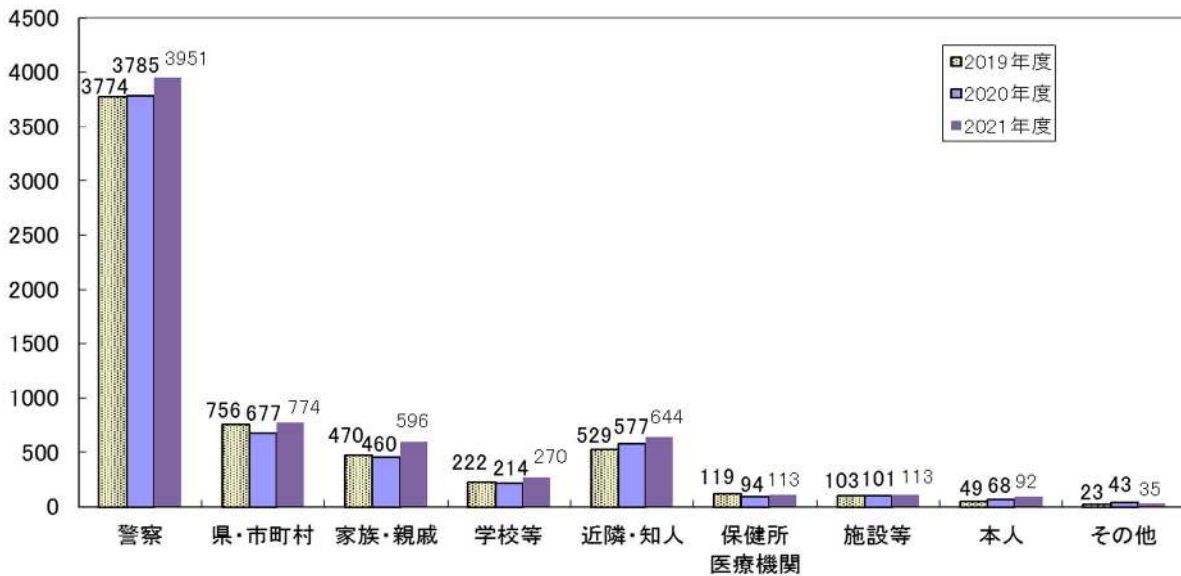
種類別構成比では、心理的虐待が4,166件(63.2%)、次に身体的虐待が1,627件(24.7%)となっています。心理的虐待のうち「児童の面前での家族間暴力・暴言による心理的虐待」が年々増加しており、2016年度からは、「心理的虐待」が児童虐待相談の半数を超えています。

### ○ 児童虐待相談の受付経路

受付経路については、「警察」からの通告が3,951件(60.0%)と最も多く、これは児童の面前での家族間暴力・暴言などの心理的虐待に関する通告の増加によるものです。以下、「県・市町村」が774件(11.7%)、「近隣・知人」644件(9.8%)の順となっています。

前年度との比較では、「本人」が24件(+35.3%)、「家族・親戚」が136件(+29.6%)、「学校等」が56件(+26.2%)、「県・市町村」が97件(+14.3%)、「警察」が166件(+4.4%)など、「その他」以外のすべての区分が増加しました。

虐待通報の経路



○ 被虐待児の年齢別の状況

年齢層別に見ますと、「小学生」が最も多く、以下、「3歳以上就学未満」、「3歳未満」の順になっています。

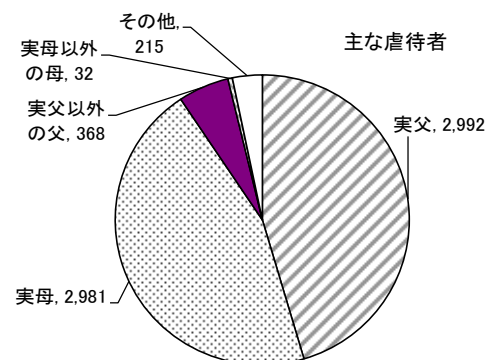
年齢別の虐待内容では、全ての年齢層で「心理的虐待」が最も多く、次いで「3歳未満」では「ネグレクト」が、「3歳以上」では「身体的虐待」が多くなっています。

		3歳未満	3歳以上 就学未満	小学生	中学生	高校生・ その他	計
2017年度		818	1,101	1,448	660	337	4,364
2018年度		964	1,188	1,530	702	347	4,731
2019年度		1,127	1,494	2,096	891	437	6,045
2020年度		1,170	1,505	2,036	885	423	6,019
2021年度		1,231	1,628	2,219	1,008	502	6,588
2021 年度 内訳	性的虐待	1	6	18	28	10	63
	ネグレクト	144	223	235	81	49	732
	身体的虐待	96	347	634	337	213	1,627
	心理的虐待	990	1,052	1,332	562	230	4,166

○ 主な虐待者の構成比

主な虐待者は、実父 2,992 件（45.4%）、実母 2,981 件（45.2%）の順となっています。

家族間暴力・暴言を目撃したことによる心理的虐待についての通告の増加に伴い、主たる虐待者として実父・実母ともほぼ同等な件数で最も多く



なっています。

○ 児童虐待相談対応の状況

虐待対応した事案のうち、在宅で指導を行った件数は 5,609 件（85.1％）で、その内訳は、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が 4,945 件（75.1％）、心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」が 578 件（8.8％）、他の機関に移管、あっせん紹介をする「他機関あっせん」が 39 件（0.6％）、児童福祉司・児童委員の指導措置である「児童福祉司指導・児童委員指導」が 46 件（0.7％）、訓戒又は制約の措置を採った「訓戒・誓約」が 1 件（0.02％）となっています。また、施設等入所や里親委託措置を採ったのは 163 件（2.5％）でした。なお、相談を受けた児童が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」は 756 件（11.5％）でした。

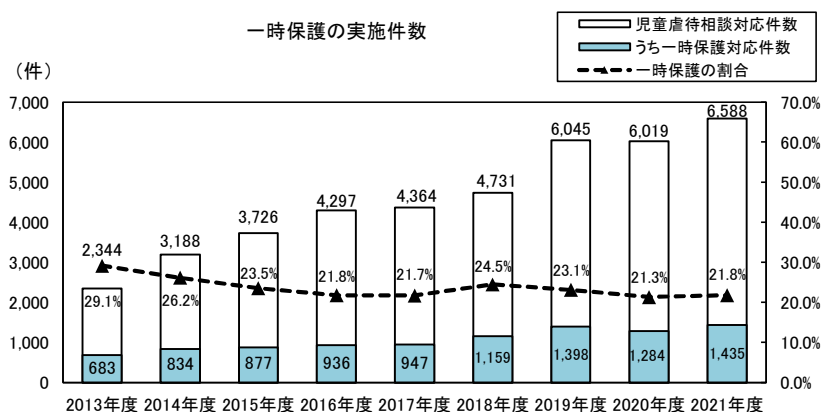
前年度と比べ、施設入所等の措置（「指定発達支援医療機関入所」、「児童福祉施設入所」、「里親委託」）が 118.1％（138 件→163 件）、数回程度の指導（「助言指導」、「訓戒・誓約」、「他機関あっせん」）が 113.0％（4,411 件→4,985 件）、一定期間の継続した指導（「継続指導」、「児童福祉司指導」、「児童委員指導」）が 103.0％（606 件→624 件）、と増加しました。その一方で、市町村送致は 92.6％（816 件→756 件）と減少しました。

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童委員指導	訓戒・誓約	指定発達支援医療機関入所	児童福祉施設入所	里親委託	市町村指導委託	市町村送致	その他
2017年度	3,417	486	8	13	0	12	0	127	24	0	187	90
2018年度	3,553	520	14	32	0	5	0	126	14	1	384	82
2019年度	4,636	575	17	48	0	2	0	139	21	2	533	72
2020年度	4,383	556	27	50	0	1	1	117	20	3	816	45
2021年度	4,945	578	39	46	0	1	0	146	17	1	756	59

○ 一時保護の状況

児童虐待相談対応件数 6,588 件のうち、1,435 件（21.8％）は、児童の安全確保のために一時保護を行っています。

前年度と比較しますと 151 件（+11.8％）増加しています。



(2) 家庭支援電話相談事業 「子ども・家庭 110 番」

子どもや子育てに関する悩みや問題等に対して、早期に適切な援助を行うことを目的として、家庭支援相談員 2 名による電話相談を行っています。

- 相談専用電話番号

052-953-4152

- 相談日及び相談時間

月～金 午前 9 時から午後 5 時まで（土日、祝日、年末年始を除く）

- 2021 年度相談実績

①相談種類別受付件数

区分	養護	虐待	保健	障害	非行	育成	その他	計
件数	50	0	2	27	3	184	35	301

②受付件数の年次推移

区分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
件数	439	458	476	347	301

③相談者別受付件数

区分	本人	父母	親戚	近隣知人	その他	計
件数	16	245	11	12	17	301

④相談対象児童年齢別受付件数

区分	2 歳未満	2～5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18 歳以上	計
件数	11	35	49	58	58	60	30	301

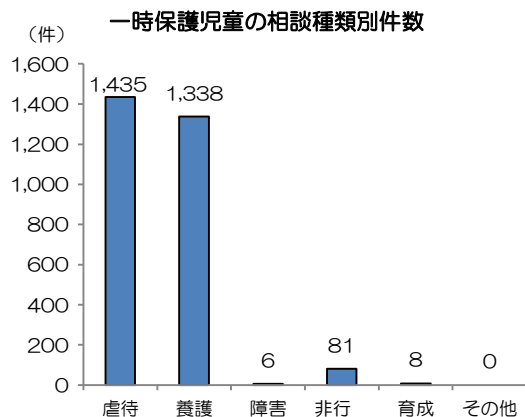
⑤対応別件数

区分	助言指導	児相紹介	他機関紹介	その他	計
件数	230	38	33	0	301

### (3) 一時保護業務

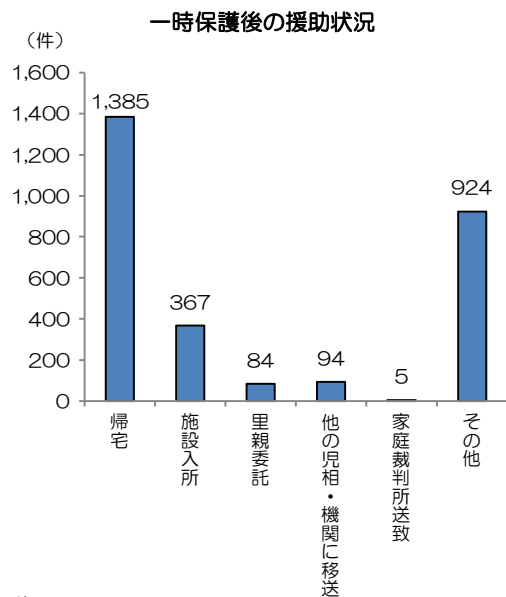
#### ア 一時保護児童（委託を含む）の相談種類別件数

一時保護を行った子どもの総数は 2,868 件（一時保護 837 件、一時保護委託 2,031 件）でした。相談種類別では虐待相談の 1,435 件（一時保護 459 件、一時保護委託 976 件）で半数（50.0%）を占めています。ついで養護相談が 1,338 件（一時保護 337 件、一時保護委託 1,001 件）で、全体の 46.7% となっており、虐待相談と養護相談を合わせると 9 割以上を占めています。



#### イ 一時保護後（委託を含む）の援助状況

帰宅したのは 1,385 件（48.4%）で、一時保護した子どもの半数近くが家庭に戻っています。その一方で、児童養護施設等への入所や里親への委託など家庭と離れることになった事例は 451 件（15.8%）でした。このことから、一時保護後、約 6 分の 1 の子どもが、家庭を離れて生活することがわかります。



#### ウ 一時保護の実人員・延べ日数・平均日数の推移

昨年度に比べ、一時保護の実人員のみが減少していますが、それ以外はすべて増加しています。

区 分		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
一時保護 (保護所)	実人員	699	751	869	883	838
	延日数	19,490	19,993	21,735	16,692	19,084
	平均日数	27.9	26.6	25.0	18.9	22.8
一時保護 委託	実人員	1,125	1,614	2,013	1,746	2,021
	延日数	22,682	25,266	32,920	35,138	41,957
	平均日数	20.2	15.7	16.4	20.1	20.8

#### (4) 里親等関連業務

##### ア 里親登録・委託状況（2021年度末）

区 分	全 体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
認定及び登録里親数 (世帯数)	560 ※1	543	26	11	343
子どもが委託されてい る里親数(世帯数)	142 ※2	113	10	11	12

養育里親：様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親

専門里親：養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

親族里親：実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

※1 全体数は、重複登録している里親がいるため、内訳数の計と一致しない。

※2 全体数は、重複登録している里親へ児童が委託されているため、内訳数の計と一致しない。

##### イ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（2021年度末）

事業所数	定員	入 所		退 所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
10	59	3	0	7	0	33	0

##### ウ 里親支援事業の実施状況

###### (ア) 里親制度普及啓発

###### a 里親養育体験発表会の開催

養育・特別養子縁組の経験のある里親が、これまでの児童の養育体験について講演し、併せて里親制度パンフレットにより里親制度の説明を実施しました。

###### ○ 実施状況

開催回数：6回 参加者：208名

###### b 関係機関等への制度説明

関係機関等に対し、里親制度及び県の里親活動の実態について理解を深めてもらうとともに、里親制度の発展に協力してもらうため、関係機関での会議や研修等の機会を利用して里親制度の説明を実施しました。

###### c 啓発資材等による啓発

広く県民に対し、里親制度の周知を図るため、啓発動画を作成し、配信するとともに愛知県里親会連合会等と協力して、地域のショッピングセンターやイベント会場などにおいて、パネルや里親啓発DVDの展示及び里親啓発リーフレット等を配布しました。

○啓発動画：2本

「もしも私が養育里親になったら」編 （時間：3分版、30秒版）

「もしも私が養子縁組里親になったら」編 （時間：3分版、30秒版）

○実施状況

主な配布場所 各市町村、保育園、幼稚園、各種イベントなど

配布部数等 里親啓発リーフレット 約7,908枚

d 里親制度重点エリアにおける啓発及び里親研修事業

里親リクレーターを配置し、里親制度の普及に重点的に取り組む地域を定めて、啓発活動や研修を積極的に実施しました。

○ 重点エリア 春日井市、豊明市

○ 実施内容

啓発活動 ショッピングモール等41回実施

里親養育体験発表会 11回開催（参加者168名）

里親登録研修 参加（終了）者 合計68名

(イ) 里親研修事業

養育里親希望者、専門里親希望者及び既に登録している里親を対象に、里親に必要な知識を得るための研修会を開催しました。

○ 実施状況

・養育里親研修：基礎研修・登録前研修 118名修了

・養子縁組里親研修：基礎研修・登録前研修 68名修了

・養育里親更新研修：54名修了

・養子縁組里親更新研修：41名修了

・専門里親研修：専門里親認定研修1名、専門里親継続研修17名修了

・里親支援研修：217名参加

(ウ) 里親等委託調整員の配置

中央児童・障害者相談センター及び西三河児童・障害者相談センターに里親等委託調整員を各1人配置し、里親委託等推進委員会を開催するとともに、総合的に里親等委託を推進するため、関係機関や愛知県里親会連合会との連携を図りました。

(エ) 里親等相談支援員及び心理訪問支援員の配置

中央児童・障害者相談センター及び西三河児童・障害者相談センターに里親等相談支援員と心理訪問支援員をそれぞれ配置し、里親等からの相談に際するとともに、定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への助言等を行いました。

(オ) 里親養育相互援助事業（里親サロン）

里親が児童相談センター等に集い、児童福祉司OB等の援助や里親相互の交流により、里親の精神的負担の軽減と養育技術等の向上を図りました。

○ 実施状況

開催回数 114回 参加里親数 延べ824名

(カ) 里親養育援助事業（里親ヘルパー）

里親（家庭）による養育の負担を軽減するため、訪問による生活援助（家事や

養育の補助など)や相談援助を実施しました。

○ 実施状況

実施件数 102 件

(4) 里親サポーター事業

里親制度の普及を行うため、里親サポーターを養成し、里親との交流を行う事業を実施しました。

○ 実施状況

開催回数 養成講座開催回数 6回

里親サポーター登録者数 60名

(5) 児童虐待防止対策事業

① 児童相談センターの体制強化

ア 児童虐待対応弁護士設置

各児童相談センターにおいて児童虐待相談等に係る法律上の問題や危機介入時の法的な支援を行うため、専門知識を有する弁護士団体への委託により弁護士が定例相談、随時相談等を実施しました。

○ 実施状況

相談等件数 1,593件(定例相談451件 随時相談451件 その他691件)

イ 児童虐待対応法医学専門医師設置

児童虐待に専門的な知識を有する法医学専門医師3名が、子どもの受けた傷害が虐待によるものかどうかの鑑別診断や職員に対する助言指導を行いました。

○ 実施状況

相談件数 28件

ウ 児童虐待対応精神科医師設置

専門の精神科医師4名が、虐待を行った保護者等に対するカウンセリングや、職員に対して保護者指導上のアドバイス等を行いました。

○ 実施状況

相談件数 111件

エ 被虐待児家庭復帰支援員設置

被虐待児家庭復帰支援員を児童相談センター9か所に配置し、児童福祉司、児童心理司等と協力し、被虐待児童の家庭復帰と家族再統合を図るために情報収集や関係機関の調整、子ども及び保護者の心理的評価、治療、家族関係の調整等を行いました。

○ 実施状況

支援員数 16名 延べ勤務日数 551日



オ 一時保護所心理職員設置

一時保護所に心理職員4人を配置し、入所児童に対しカウンセリングなどの心理治療を実施しました。

カ 一時保護委託対応協力事業

医療機関への一時保護委託において必要と認められる場合に、児童が安心して入院中の生活を送ることができるよう専門の付添者をつけ、子どもの保護体制を強化しました。

○ 実施状況

実施日数 98日

キ 児童相談センター人材育成強化事業

児童相談センター若手職員に対する実践力強化やスーパーバイザーに対する指導・育成技術強化研修を実施しました。

○ 実施状況

実践力強化研修 1回 指導力強化研修 1回

ク 安全確認強化事業

子どもの安全確認業務のより一層の迅速化を図るため、深夜帯における虐待通告に対して、タクシーを利用して現場に急行できる体制とともに、スマートフォンを活用し、速やかに適切な意思決定ができる連絡体制を構築しました。

②市町村への支援

ア 市町村支援児童福祉司の配置

市町村支援の業務を行う児童福祉司を2名配置し、市町村相談支援体制の充実・強化に向け、各市町村の相談支援活動に関する個別相談に応じ、助言等を随時実施しました。

イ 子ども家庭総合支援拠点設置促進事業

子ども家庭総合支援拠点において、より専門的な相談支援を実施できるよう市町村が活用するために実務マニュアルと児童虐待防止に向けた保護者指導リーフレットを市町村と協同して作成し、全市町村に配付しました。

ウ 要保護児童対策地域協議会強化事業

地域における児童虐待対応力向上と連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の職員等を対象とした研修会を実施しました。

○ 実施状況

実施回数 1回、参加者 延べ25名

エ NPOと連携した研修

NPOと連携し、幼・小・中学校教員、保育士等を対象に虐待についての基本的

な知識・対応について学ぶ研修を行うとともに、市町村の児童相談窓口担当職員、児童養護施設職員等を対象とした現場の具体的問題に即した実践的な研修を2回実施しました。

○ 実施状況

- [1回目]日時 令和3年8月24日(火)から8月31日(火) 動画視聴  
テーマ 精神疾患を抱える保護者のもとで暮らす子どもへの支援と課題  
参加者 441名
- [2回目]日時 令和3年11月17日(水)から11月24日(水) 動画視聴  
テーマ DVと児童虐待  
参加者 349名

③関係機関等との連携の推進

ア 愛知県要保護児童対策協議会の開催

県全域での関係機関のネットワークの強化を図るため、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護など要保護児童関係機関の代表者からなる協議会を開催し、虐待等に関する情報交換等を実施しました。

イ 関係機関連絡調整会議の開催

各児童相談センターにおいて、児童虐待の早期発見・早期対応や困難事例に対応するための会議を開催し、関係機関との情報交換や虐待事例の検討等を行いました。

○ 実施状況

- 実施回数 10回 参加者数 延べ79名  
主な参加機関 市町村児童福祉主管課、教育委員会、警察署、医療機関等

ウ 警察との情報共有

「児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書」に基づき、それぞれが保有する情報を相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めました。

○ 実施状況

- 情報提供件数 7,532件(うち、重篤事案として速報した件数117件)

④相談体制の整備

ア 児童虐待防止啓発事業「オレンジリボンキャンペーン」

広く県民に対し、児童虐待問題に関する理解の促進と早期発見のための通告先の周知を図りました。

○ 実施状況

- (ア)児童虐待防止啓発グッズを作成し、小学校新1年生及びその保護者等に配布  
(イ)児童虐待防止月間である11月を重点に、街頭やイベント等で啓発グッズを配付

イ 休日・夜間相談体制強化事業

専門的な知識を有する相談員が休日・夜間における児童相談所虐待対応ダイヤル（189）／児童相談所相談専用ダイヤル（0120-189-783 ※無料）により電話相談を実施しました。

○ 実施状況

相談件数 1,448 件

### 3 資料

#### 福祉行政報告例等

第1表 児童(・障害者)相談センター別・相談種類別受付件数

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
中央	815	558		2			52	798	40	20	18	51	3	42	28	10	2,437	939	5	
海部	496	293	4	5			13	473	35	5	18	30	10	65	60	5	1,512	548	41	
知多	686	564	1	4			25	994	59	6	7	73	12	79	32	19	2,561	799	1	
西三河	797	558	1	16		1	22	878	83	13	9	71	4	30	17		2,500	907	4	
豊田加茂	782	331	1	4			24	739	51	8	6	29	7	18	5	9	2,014	891	5	
新城設楽	22	33					3	69	3	1		9		27	11	1	179	37		
東三河	726	452	1	13			49	996	59	10	37	23	8	28	32	13	2,447	797	1	
一宮	966	591	2	2			47	956	59	15	8	58	17	33	19	21	2,794	1,185	2	
春日井	773	523	3	2			15	664	43	30	17	63	16	34	58	25	2,266	866	3	
刈谷	635	509	7	6			28	748	47	13	15	51	8	33	29	2	2,131	728	1	
小計	6,698	4,412	20	54		1	278	7,315	479	121	135	458	85	389	291	105	20,841	7,697	62	
子ども家庭110番		50	2		1	3			23	3		154	2	1	27	35	301			
合計	6,698	4,462	22	54	1	4	278	7,315	502	124	135	612	87	390	318	140	21,142	7,697	62	
構成比	31.7%	21.1%	0.1%	0.3%	0.005%	0.02%	1.3%	34.6%	2.4%	0.6%	0.6%	2.9%	0.4%	1.8%	1.5%	0.7%	100.0%			

第2表 児童(・障害者)相談センター・経路別受付件数

区分	県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設				指定医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校								教育委員会等
男	167	5	99	4,759	1	23	374	19	150	15	3	3,065	9	9	117	13	142	5	15	3	2,682	752	84	47	12,558
女	183	6	94	2,331	3	18	195	9	104	10	5	2,704	5	7	129	6	204	3	16	3	1,629	743	132	45	8,584
計	350	11	193	7,090	4	41	569	28	254	25	8	5,769	14	16	246	19	346	8	31	6	4,311	1,495	216	92	21,142
構成比	1.7%	0.1%	0.9%	33.5%	0.02%	0.2%	2.7%	0.1%	1.2%	0.1%	0.04%	27.3%	0.1%	0.1%	1.2%	0.1%	1.6%	0.04%	0.1%	0.03%	20.4%	7.1%	1.0%	0.4%	100.0%

第3表 年齢別・相談種類別受付件数(子ども家庭110番を含む)

区分	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談			育児・しつけ相談	児童虐待通告	いじめ相談
0歳	386	340	1				1							12	6	746	449		
1歳	465	277		1			2	71				1		17	2	836	548		
2歳	420	303	1	2			10	184	7			1	4	28	7	967	509		
3歳	411	262	2				21	804	44			3	7	82	6	1,642	495		
4歳	400	251	1	2			16	336	25			5	9	73	6	1,124	481		
5歳	422	229		9			26	723	60			5	35	73	8	1,590	483		
6歳	406	208		5		1	12	423	52			24	3	56	26	1,220	479		
7歳	394	219		5			26	598	72	4	6	46	3	46	1	1,425	472	4	
8歳	404	202		3			7	359	46	2	7	43	5	74	3	1,158	468	38	
9歳	389	202	1	3			15	233	33	4	7	43	2	24	1	964	444	1	
10歳	345	200		2			16	580	35	1	8	58	5	23		1,281	405		
11歳	386	206	2	2		2	10	337	44	1	14	53	11	21	1	1,096	434	1	
12歳	356	231	1	4		1	9	292	18	17	15	51	15	18	1	1,036	406	1	
13歳	372	283	1	3	1		17	557	29	13	49	89	14	25		1,461	431	2	
14歳	355	284	1	1			18	477	19	30	21	65	12	23		1,314	381	3	
15歳	297	253	5	1			14	337	10	23	6	38	6	11		1,008	334		
16歳	257	237	3	9			24	480	5	16	1	46	5	5		1,092	280	2	
17歳	229	250	2	2			29	496	3	13	1	38	6	9		1,083	196	10	
18歳以上	4	25	1				6	27				3			33	99	2		
計	6,698	4,462	22	54	1	4	278	7,315	502	124	135	612	87	390	318	140	21,142	7,697	62
																			1

第4表 相談種類別対応件数(子ども家庭110番を含む)

区 分	面接指導			児童福祉 司指導	児童委員 指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	市町村指導 委託	市町村 送致	福祉司・社会福祉 主事指導を含む 福祉事務所送致又は 通知(知的障害者福 祉)	訓戒・誓約 所	児童福祉施設		指定医療 機関	里親	法第27条第1項 第4号による家庭 裁判所送致	障害児入所施設 等への利用契約	その他	計		
	助言 指導	継続 指導	他機関 あつせん								入所 (入所の再掲) 法第27条の3 による家庭裁判 所送致	通所								
養護相談	児童虐待相談	4,945	578	39	46		1	756		1	146			17			59	6,588		
	その他の相談	3,637	278	122	19			47			119	1	2	64		1	126	4,416		
保健相談		21		1														22		
障害相談	肢体不自由相談	6		1													46	53		
	視聴覚障害相談	1																1		
	言語発達障害等相談	3		1														4		
	重症心身障害相談	247									2		2				25	3	279	
	知的障害相談	7,260	4	1							4							8	5	7,282
	発達障害相談	493	2	6							1							1		503
非行相談	ぐ犯行為等相談	78	16	12	7					2	4			1	3			1	124	
	触法行為等相談	6	4	1	37					64	10								128	
育成相談	性格行動相談	527	52	19	1						5							3	607	
	不登校相談	85	2	4															91	
	適性相談	384		4													2		390	
	育児・しつけ相談	306	3	9																318
その他の相談		111		27															138	
計		18,110	939	247	110		1	803		67	291	1	4	82	9	83	197	20,944		
再掲	いじめ相談	67		4											1				72	
	児童買春等被害相談		1																1	

第5表 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	27,972	1,818	61	1,156	6,953	1,127	465	67	4,475		5	4,435	2,717	726
(再掲)児童虐待	15,166	583	40	713	465	35	224	45	2,164		2	2,522	1,499	381
(再掲)非行	861	18	1	24	64	1	95	4	188			374	89	9
保護者	86,008	4		5	3		7		8,368			554	4,009	782
(再掲)児童虐待	47,272	1		5	2		3		289			257	2,106	356
(再掲)非行	2,239						2		37			40	210	8
その他	188,815	11		7					2,263			1,238	3,374	572
(再掲)児童虐待	105,442	3		3					749			685	1,663	300
(再掲)非行	4,069								27			62	121	3
計	302,795	1,833	61	1,168	6,956	1,127	472	67	15,106		5	6,227	10,100	2,080
(再掲)児童虐待	167,880	587	40	721	467	35	227	45	3,202		2	3,464	5,268	1,037
(再掲)非行	7,169	18	1	24	64	1	97	4	252			476	420	20

第6表 養護相談の理由別対応件数

1 養護相談の理由

区 分	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	3	3	2	10	146	84	17	265
里親委託	3	8	1	2	17	36	14	81
面接指導	101	14	29	276	5,562	3,291	326	9,599
その他	6	5	3	11	863	114	57	1,059
計	113	30	35	299	6,588	3,525	414	11,004

2 虐待相談(再掲)

(1) 虐待相談の児童福祉施設入所内訳

区 分	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	その他	計
児童福祉施設入所	106	18	0	11	11	146

(2) 虐待相談の相談種類別・経路

区 分	県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	(通告の仲介を含む) 児童委員	
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設				指定支援医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校			教育委員会等
身体的虐待	46	0	13	237	0	6	27	7	41	1	3	609	0	1	47	5	155	0	5	1
性的虐待	6	0	3	12	0	0	0	0	3	0	0	10	0	0	8	0	11	0	0	0
心理的虐待	83	4	22	105	1	1	12	5	14	0	0	3,101	0	0	28	3	62	1	1	1
ネグレクト	44	1	23	115	0	3	8	8	22	0	0	231	0	0	29	4	29	0	3	0
計	179	5	61	469	1	10	47	20	80	1	3	3,951	0	1	112	12	257	1	9	2

家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
虐待者本人			虐待者以外							
父親	母親	その他	父親	母親	その他					
18	92	4	22	39	28	24	124	48	24	1,627
0	0	0	0	3	1	2	0	4	0	63
25	77	0	41	68	27	43	402	29	10	4,166
2	12	0	7	2	23	36	118	11	1	732
45	181	4	70	112	79	105	644	92	35	6,588



(3) 虐待相談の主な虐待者

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	2,992	368	2,981	32	215	6,588

(4) 被虐待児の年齢・相談種類別

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	96	1	990	144	1,231
3歳～就学前児童	347	6	1052	223	1,628
小学生	634	18	1332	235	2,219
中学生	337	28	562	81	1,008
高校生・その他	213	10	230	49	502
計	1,627	63	4,166	732	6,588

(5) 児童虐待防止法関係

区分	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・捜索	援助要請	保護者指導勧告	一時保護・施設措置等	親権喪失審判	親権停止審判	管理権喪失審判	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報の制限	接近禁止命令
件数	6,588	2	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 親権・後見人関係

区分	管理権喪失審判の請求	親権喪失審判取消しの請求	親権停止審判取消しの請求	管理権喪失審判取消しの請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	0	0	0	0	1	0
承認件数	0	0	0	0	1	0
却下件数	0	0	0	0	0	0
取下げ件数	0	0	0	0	0	0

第7表 障害相談

1 判定書発行件数

用途	就職	就学・就園	福祉サービス	特扶 別養	児手 童当	その他	計
件数	218	281	181	407		340	1,427

2 療育手帳新規交付・再判定件数

区分	新規交付				再判定			
	A判定	B判定	C判定	計	A判定	B判定	C判定	計
中央	44	49	143	236	218	123	173	514
海部	10	26	77	113	96	70	119	285
知多	34	44	136	214	228	138	242	608
西三河	32	53	167	252	195	108	229	532
豊田加茂	25	42	126	193	169	90	158	417
新城設楽	2	5	10	17	12	12	19	43
東三河	33	51	151	235	250	139	231	620
一宮	40	46	156	242	278	154	248	680
春日井	13	33	114	160	153	101	169	423
刈谷	37	58	154	249	167	99	194	460
計	270	407	1,234	1,911	1,766	1,034	1,782	4,582

3 療育手帳台帳管理件数（年度末現在）

区分	A判定	B判定	C判定	計
中央	491	310	702	1,503
海部	196	176	466	838
知多	538	347	860	1,745
西三河	477	349	869	1,695
豊田加茂	458	256	646	1,360
新城設楽	29	28	61	118
東三河	556	353	862	1,771
一宮	561	373	951	1,885
春日井	348	250	663	1,261
刈谷	417	336	718	1,471
計	4,071	2,778	6,798	13,647

4 特別児童扶養手当診断書発行件数

件数	931
----	-----

第8表 里親の状況

1 里親の登録数と委託状況

区 分	全体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
認定及び登録里親数(世帯数)	560	543	26	11	343
新規登録(2021年度)	87	85	1	2	46
児童が委託されている里親数(世帯数)	142	113	10	11	12
新規委託(2021年度中)		46	2	2	10
委託解除(2021年度中)		30	2	1	9

2 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

事業所数	定数	前年度末在籍		入所		退所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
10	59	37	0	3	0	7	0	33	0

3 里親に委託された児童

区 分	新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)														年度末現在委託児童数
	児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	計	解 除										変 更				
					保護の必要がなくなり帰宅	普通養子縁組	特別養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	計		
里親に委託されている児童	28	31	25	84	5	0	17	6	0	0	3	14	45	9	5	5	19	182	
(里親の種類別)																			
養育里親に委託されている児童	22	20	16	58	4	0	7	4	0	0	3	9	27	6	5	5	16	135	
専門里親に委託されている児童	0	0	5	5	0	0	0	1	0	0	0	5	6	1	0	0	1	12	
親族里親に委託されている児童	0	4	2	6	1	0	0	1	0	0	0	0	2	2	0	0	2	19	
養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	6	7	2	15	0	0	10	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	16	
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	1	0	2	3	2	0	0	2	0	0	2	0	6	0	1	0	1	33	

4 年齢階級別委託児童数

区 分	年齢階級別委託児童数(年度末)			
	3歳未満	3~6歳	7歳以上	計
里親に委託されている児童	25	54	103	182
(里親の種類別)				
養育里親に委託されている児童	15	49	71	135
専門里親に委託されている児童	0	0	12	12
親族里親に委託されている児童	0	0	19	19
養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	10	5	1	16
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	0	3	30	33

第9表 一時保護の状況

1 所内保護分

区分	前年度末継続保護	受付(年度中)				対応(年度中)								年度末継続保護	
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延日数		
養護	児童虐待	25	67	207	115	70	41	7	12	0	298	104	462	12,556	22
	その他	10	44	89	113	91	24	9	11	1	202	84	331	5,643	16
障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行		5	0	3	27	7	10	2	2	2	5	20	41	824	1
育成		0	0	2	1	1	1	0	0	0	2	1	4	61	0
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		40	111	301	256	169	76	18	25	3	507	209	838	19,084	39
延日数							3,975	440	59	99	9,678	4,833	19,084		

2 委託保護分

区分	前年度末継続委託保護	委託(年度中)				委託解除(年度中)										年度末継続委託保護		
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	警察等	児童福祉施設						里親	その他	計		延日数	
							児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	治療施設	児童心理	障害児関係施設	その他の施設					
養護	児童虐待	43	223	347	243	163	123	600	52	0	10	11	3	138	38	975	21,663	44
	その他	33	314	207	233	247	121	504	77	0	8	24	1	162	99	996	19,026	38
障害		0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	170	1
非行		0	0	3	30	11	2	31	0	1	1	0	0	2	4	41	909	3
育成		0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	4	189	0
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		76	537	560	508	426	246	1,136	129	1	19	35	4	302	149	2,021	41,957	86
延日数							246	19,743	6,382	1	644	614	320	5,788	8,219	41,957		

区分	対応(年度中)							
	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に送致	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	
養護	児童虐待	159	20	28	0	407	361	975
	その他	120	43	41	0	460	332	996
障害		2	0	0	0	1	2	5
非行		9	3	0	2	7	20	41
育成		1	0	0	0	3	0	4
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0
計		291	66	69	2	878	715	2,021
延日数								

第10表 市町村別・相談種類別受付件数

区分	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	く犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
中央	瀬戸市	149	91				13	141	2	1	4	6	1	5	2		415
	尾張旭市	98	86				8	83	3	2	7	4		5	1	1	298
	豊明市	72	50				10	88	6		1	3	1	1	2	1	235
	日進市	60	35				1	109	5	2	1	7		4	2		226
	清須市	118	92		1		5	103	7	3	2	11		7	3		352
	北名古屋	168	86		1		5	103	3	3	2	4	1	12	7		395
	長久手市	61	42				8	84	8	1	1	7		4	2	1	219
	東郷町	51	21				2	56	4	3		5			2	1	145
	豊山町	32	24					27				2		4	6		95
	管外	6	31					4	2	5		2			1	6	57
	小計	815	558		2		52	798	40	20	18	51	3	42	28	10	2,437
海部	津島市	105	58		1		4	74	6	1	3	4	3	1	11	3	274
	愛西市	51	30	1	1		1	74	5	1	1	8	1	6	1	1	182
	弥富市	52	35				1	64	6	1		1		2	2		164
	あま市	134	65	2	3		4	158	12	1	9	11	3	37	32		471
	大治町	80	47				2	60	2		3	5	1	4	12		216
	蟹江町	57	31	1			1	38	3	1		1		2			135
	飛島村	6						4					1				11
	管外	11	27					1	1		2		1	13	2	1	59
	小計	496	293	4	5		13	473	35	5	18	30	10	65	60	5	1,512
	知多	半田市	161	194		1		4	209	9	1	2	22	2	33	16	4
常滑市		49	35					97	6			6	1	3			197
東海市		149	67		2		5	190	15		2	10		11	3	5	459
大府市		70	36		1		5	153	10			8	2	3	3	5	296
知多市		96	68				8	92	3	1	1	5	2	1		2	279
阿久比町		33	29					51	4			3		7		1	128
東浦町		64	50				2	83	6	1	1	2		5	1		215
南知多町		2	6					14	2			1		1			26
美浜町		12	9					30		1		1	1	2	2		58
武豊町		44	42				1	74	3	1	1	6	3	13	6		194
管外		6	28	1				1	1	1		9	1		1	2	51
小計		686	564	1	4		25	994	59	6	7	73	12	79	32	19	2,561
西三河	岡崎市	543	393	1	9		13	546	64	8	7	43	3	23	12		1,665
	西尾市	170	104		5	1	6	252	17	3	1	11		7	3		580
	幸田町	61	25		2		3	79	1		1	7					179
	管外	23	36					1	1	2		10	1		2		76
	小計	797	558	1	16		1	22	878	83	13	9	71	4	30	17	2,500

区分	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
豊田加茂	豊田市	684	283	1	4			20	657	41	4	5	23	6	14	5	7	1,754
	みよし市	88	33					1	78	8	4	1	4	1	3		1	222
	管外	10	15					3	4	2			2		1		1	38
	小計	782	331	1	4			24	739	51	8	6	29	7	18	5	9	2,014
新城設楽	新城市	18	32					1	63	3			8		26	10		161
	設楽町	4	1					1	1						1		1	9
	東栄町								4							1		5
	豊根村								1									1
	管外							1			1		1					3
	小計	22	33					3	69	3	1		9		27	11	1	179
東三河	豊橋市	412	281	1	10			22	534	32	7	29	16	6	9	16	9	1,384
	豊川市	218	96		1			15	269	21	2	7	3	2	15	11		660
	蒲郡市	66	47		1			4	113	2	1	1	3		1	1	3	243
	田原市	30	8					8	77	2			1		2	1		129
	管外		20		1				3	2					1	3	1	31
	小計	726	452	1	13			49	996	59	10	37	23	8	28	32	13	2,447
一宮	一宮市	481	314	1	1			30	461	32	8	4	36	9	17	8	9	1,411
	犬山市	58	67					2	98	2	1	1	6	2	1			238
	江南市	117	40					5	105	9	3		4		4	2	3	292
	稲沢市	179	77		1			6	138	6		1	2	3	4	1	1	419
	岩倉市	62	30					1	80	7		2	2	1	4	4	2	195
	大口町	20	21					1	30	2	2		2	1		1		80
	扶桑町	38	21					2	41	1			5		2			110
	管外	11	21	1					3		1		1	1	1	3	6	49
	小計	966	591	2	2			47	956	59	15	8	58	17	33	19	21	2,794
春日井	春日井市	413	293	3	1			10	426	30	9	9	38	9	24	49	10	1,324
	小牧市	356	199		1			5	236	13	19	8	18	6	10	7	7	885
	管外	4	31						2		2		7	1		2	8	57
	小計	773	523	3	2			15	664	43	30	17	63	16	34	58	25	2,266
刈谷	碧南市	70	45		1			4	111	8	1	5	4	2	6	2		259
	刈谷市	191	112	4	1			8	194	18	2		15	2	11	16	1	575
	安城市	197	167	2	3			9	244	14	7	7	14		7	1	1	673
	知立市	98	96	1				5	99	4	1	1	5	2	6	2		320
	高浜市	64	54		1			2	97	3	1	1	5	1	2	1		232
	管外	15	35						3		1	1	8	1	1	7		72
	小計	635	509	7	6			28	748	47	13	15	51	8	33	29	2	2,131
子ども家庭110番		50	2		1	3			23	3		154	2	1	27	35	301	
合計	6,698	4,462	22	54	1	4	278	7,315	502	124	135	612	87	390	318	140	21,142	

第11表 相談受付・処理件数等の年度推移

1 相談種類別受付件数の年度推移

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲 いじめ相談
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
2017年度	4,473	3,327	23	84	1	12	275	6,101	439	194	183	802	123	251	483	262	17,033	43
2018年度	4,774	3,710	19	57	8	9	291	6,326	515	168	173	691	135	328	436	126	17,766	43
2019年度	5,914	4,242	17	77	2	6	280	6,432	501	177	198	704	84	341	509	145	19,629	16
2020年度	6,060	4,356	19	79	4	12	273	6,222	419	114	166	648	90	298	309	127	19,196	29
2021年度	6,698	4,462	22	54	1	4	278	7,315	502	124	135	612	87	390	318	140	21,142	62

2 対応別件数の年度推移

区分	当年度受付件数	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知(知的障害者)	福祉司・社会福祉主事指導を含む)	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	当年度処理件数	当年度未処理件数
		助言指導	継続指導	他機関あつせん									入所	送致(入所の再掲)	通所							
2017年度	17,033	14,915	785	192	92			229		89	311	2	1	76	9	106	182	16,987	764			
2018年度	17,766	15,289	870	201	101			2	427	96	332			51	8	91	223	17,691	828			
2019年度	19,629	17,135	922	183	136			3	630	92	304			2	81	8	192	241	19,929	506		
2020年度	19,196	16,242	927	223	116			4	848	101	279	1		2	68		129	188	19,127	578		
2021年度	21,142	18,110	939	247	110			1	803	67	291		1	4	82	9	83	197	20,944	726		

3 対応延件数の推移(福祉行政報告例第48表)

区分	虐待相談	非行相談	その他	計
2017年度	125,285	10,179	114,099	249,563
2018年度	131,571	10,454	117,681	259,706
2019年度	163,197	11,445	121,906	296,548
2020年度	163,319	9,754	143,342	316,415
2021年度	182,975	8,546	156,476	347,997

4 養護相談(対応件数)の理由別状況の年度推移

区分	保護者等の				家庭環境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他		
2017年度	69	28	67	295	4,364	2,466	385	7,674
2018年度	80	18	28	290	4,731	2,807	410	8,364
2019年度	73	23	30	239	6,045	3,641	332	10,383
2020年度	93	39	37	287	6,019	3,451	445	10,371
2021年度	113	30	35	299	6,588	3,525	414	11,004

5 虐待相談の推移

(1) 受付経路

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
2017年度	234	50	314	25	304	6	4	101	77	2,818	168	263	4,364
2018年度	290	28	392	41	367	0	0	110	100	2,946	195	262	4,731
2019年度	408	62	529	49	472	6	0	119	95	3,774	222	309	6,045
2020年度	395	65	577	68	392	1	0	94	97	3,785	214	331	6,019
2021年度	491	105	644	92	469	3	1	112	101	3,951	270	349	6,588

(2) 虐待の種別

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
2017年度	1,225	640	50	2,449	4,364
2018年度	1,356	714	51	2,610	4,731
2019年度	1,749	746	66	3,484	6,045
2020年度	1,545	716	72	3,686	6,019
2021年度	1,627	732	63	4,166	6,588

(3) 主な虐待者

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
2017年度	1,983	293	1,893	32	163	4,364
2018年度	2,194	328	2,039	36	134	4,731
2019年度	2,794	347	2,712	26	166	6,045
2020年度	2,789	342	2,713	27	148	6,019
2021年度	2,992	368	2,981	32	215	6,588

(4) 対応状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	訓戒・誓約	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
2017年度	3,417	486	8	12	13	127	24	187	90	4,364
2018年度	3,553	520	14	5	32	126	14	384	83	4,731
2019年度	4,636	575	17	2	48	139	21	533	74	6,045
2020年度	4,383	556	27	1	50	118	20	816	48	6,019
2021年度	4,945	578	39	1	46	146	17	756	60	6,588



6 一時保護人員（年度中対応）の推移

（１）保護所実施分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2017年度	384	11,878	266	6,535	0	0	41	961	8	116	699	19,490
2018年度	372	10,271	327	8,541	0	0	49	1,106	3	75	751	19,993
2019年度	448	12,561	349	7,754	1	14	55	1,252	2	154	855	21,735
2020年度	454	8,781	387	6,718	1	70	38	900	7	223	887	16,692
2021年度	459	12,556	337	5,643	0	0	37	824	4	61	837	19,084

（２）一時保護委託分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2017年度	563	11,575	527	10,673	3	93	27	293	5	48	1,125	22,682
2018年度	787	12,286	769	12,027	5	78	50	662	3	213	1,614	25,266
2019年度	950	15,900	944	15,308	10	412	82	1,188	9	112	1,995	32,920
2020年度	830	17,541	864	16,627	5	286	46	529	14	155	1,759	35,138
2021年度	976	21,663	1,001	19,026	6	170	44	909	4	189	2,031	41,957

第12表 市町村別人口・児童数

人口：2022年4月1日現在、18歳未満の児童数：2022年10月1日現在（人口動向調査）

（単位：人）

児童	障害者	市町村名	人口	18歳未満の児童数	児童	障害者	市町村名	人口	18歳未満の児童数
中央		瀬戸市	127,131	18,916	西三河	西	岡崎市	383,243	63,548
		尾張旭市	83,203	13,731			西尾市	168,002	28,085
		豊明市	68,704	10,205			幸田町	42,323	8,166
		日進市	92,166	17,525			小計	593,568	99,799
		清須市	67,096	10,910	豊田加茂	三	豊田市	417,530	66,171
		北名古屋	86,095	14,373			みよし市	61,935	10,682
		長久手市	60,490	11,961			小計	479,465	76,853
		東郷町	43,616	7,907	刈谷	河	碧南市	72,217	11,913
		豊山町	15,609	2,780			刈谷市	153,564	25,095
		小計	644,110	108,308			安城市	186,900	32,206
津島市	59,874	7,838	知立市	71,922			11,551		
海部	中	愛西市	59,890	8,361	新城設楽	東三河	高浜市	46,203	8,356
		弥富市	42,507	6,373			小計	530,806	89,121
		あま市	85,745	13,790			新城市	43,052	5,577
		大治町	32,560	5,831			設楽町	4,248	376
		蟹江町	36,873	5,362			東栄町	2,777	283
		飛島村	4,429	735			豊根村	953	93
		小計	321,878	48,290			小計	51,030	6,329
知多	央	半田市	116,461	17,871	東三河	河	豊橋市	367,200	57,135
		常滑市	58,010	9,829			豊川市	184,158	29,917
		東海市	112,963	19,284			蒲郡市	78,861	11,528
		大府市	92,858	16,733			田原市	58,017	8,731
		知多市	83,169	12,944			小計	688,236	107,311
		阿久比町	28,312	5,497	合計		5,171,055	828,319	
		東浦町	49,718	8,076					
		南知多町	15,870	1,647					
		美浜町	22,059	2,622					
		武豊町	43,154	7,023					
小計	622,574	101,526							
一宮		一宮市	377,059	57,821					
		犬山市	72,314	10,567					
		江南市	97,253	14,523					
		稲沢市	133,184	20,211					
		岩倉市	47,523	6,928					
		大口町	24,241	4,279					
		扶桑町	34,210	5,591					
小計	785,784	119,920							
春日井		春日井市	306,565	48,278					
		小牧市	147,039	22,584					
		小計	453,604	70,862					

第13表 児童福祉施設入所状況

2022年4月1日現在（措置のみ）

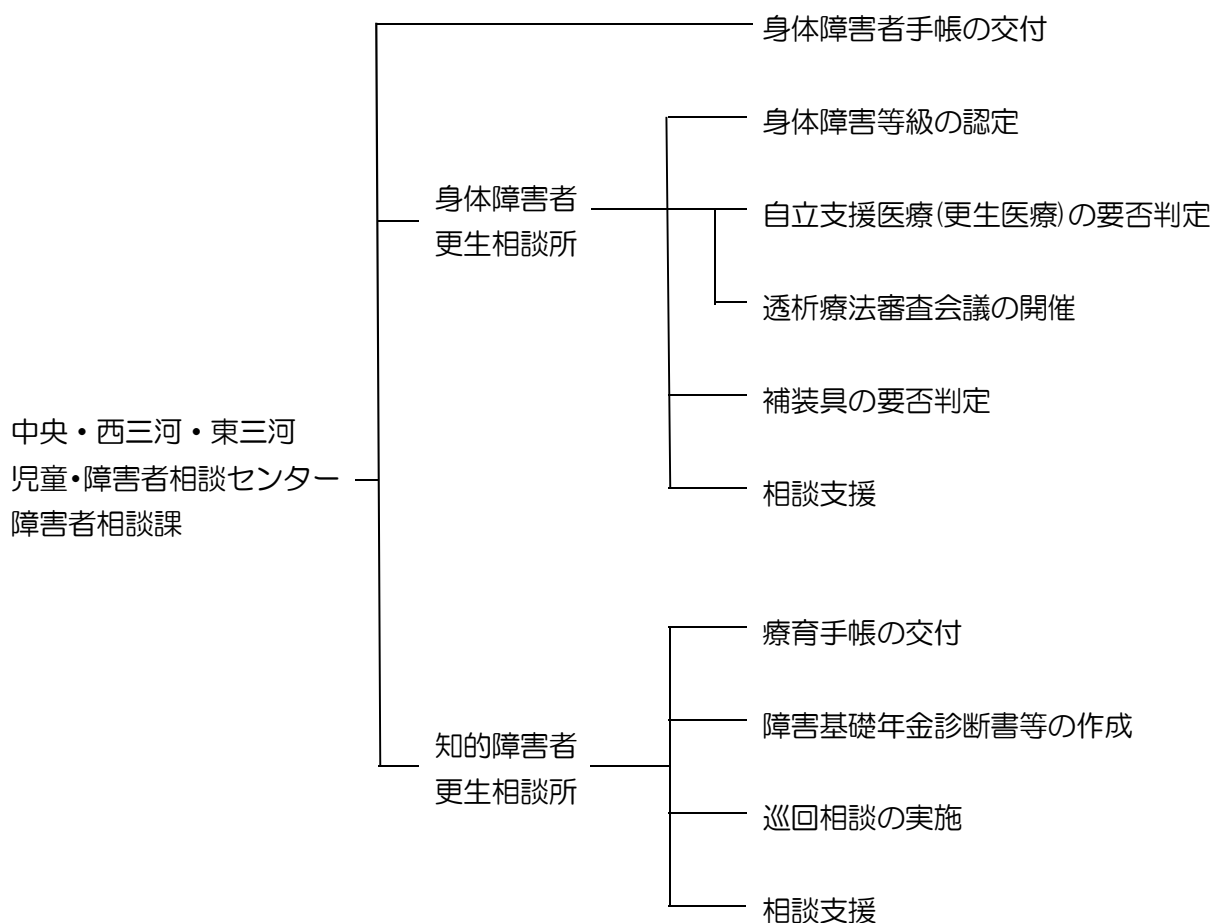
施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)	施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)		
乳児院	豊橋ひかり乳児院	44	21	福祉型障害児 入所施設	岩崎学園	40	32		
	竜陽園	20	14		豊橋ゆたか学園	40	37		
	赤ちゃんの家さくらんぼ	20	10		若草学園	50	39		
	ひよこハウス	20	10		小原学園	40	27		
	玉葉会乳児院（名古屋）	—	0		トイBOX	40	20		
児童養護施設	波うさぎ	12	2		医療療育総合センター（はるひの家）	33	18		
	豊橋平安寮	70	58		米山寮盲児部	17	7		
	豊橋若草育成園	50	37		愛松学園（名古屋）	—	2		
	岡崎平和学園	36	34		Share金沢（金沢）	—	2		
	プティヴィラージュ	45	40		済美学院（三重）	—	1		
	子どもの家ともいき	45	28	医療型障害児 入所施設	医療療育総合センター（こぼと棟）	120	3		
	照光愛育園	44	32		青い鳥医療療育センター	170	23		
	宇宙	48	39		三河青い鳥医療療育センター	140	12		
	光輝寮	42	34		信愛医療療育センター	60	7		
	あいさんテラス	44	44		医療福祉センターさくら（兵庫）	—	1		
	オリーブ	50	49		聖隷おおぞら療育センター（静岡）	—	2		
	児童養護施設	梅ヶ丘学園	60	48	指定発達支援 医療機関	東名古屋病院	—	6	
		なかよしこよし	30	27		豊橋医療センター	—	1	
		溢愛館	30	18		石川病院（石川）	—	1	
		クローバーライト	24	23		敦賀医療センター（福井）	—	1	
		知多学園美桜の杜	22	24		天竜病院（静岡）	—	2	
		八楽児童寮	30	20		長良医療センター（岐阜）	—	1	
		暁学園	23	14	鈴鹿病院（三重）	—	1		
		蒲生会大和荘	63	57	里 親	—	185		
		中日青葉学園あおば館	40	33	ファミリーホーム	—	33		
		赤羽根学園	41	36	総 計	—	1,148		
		児童心理 治療施設	名古屋文化キンダーホルト	33	30				
			風の色	30	27				
エスペランス桑名（三重）			—	1					
天理教三重互助園（三重）	—		1						
児童心理 治療施設	愛厚ならわ学園	45	45						
	中日青葉学園わかば館	35	31						
	悠（三重）	—	3						
児童自立支援施設	愛知学園	64	12						
	武蔵野学院（埼玉）	—	0						
	淡海学園（滋賀）	—	0						

### 第3 障害者相談

#### 1 概要

中央・西三河・東三河の各児童・障害者相談センターの障害者相談課は、身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」として、身体障害者手帳の交付（名古屋市及び中核市を除く。）、自立支援医療（更生医療）の要否判定（名古屋市を除く。）、補装具の要否判定（同）、18歳以上の知的障害者への療育手帳の交付（同）などの業務を行っている。

また、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターに障害者相談担当を配置し、身体障害者・知的障害者に関する相談支援に対応している。



(注) 相談支援に関しては、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターにおいても対応している。

## 2 業務内容

### (1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

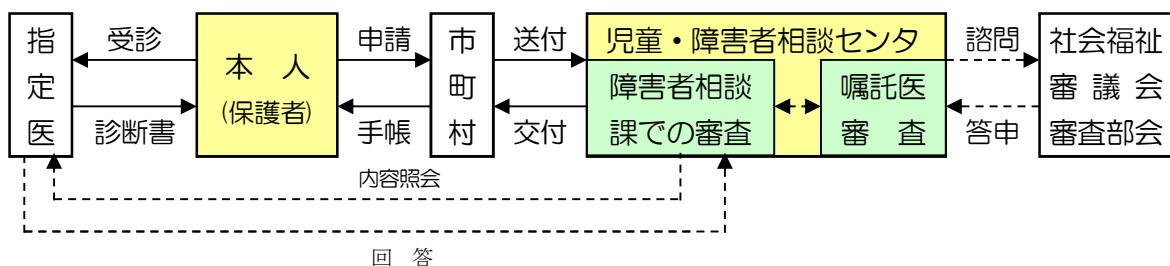
〔根拠法令〕 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項

都道府県知事は、申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

＜身体障害者福祉法別表＞

- ① 視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ 0.1 以下のものなど
- ② 聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 dB 以上のものなど
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④ 肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤ 心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



〔身体障害の種別と等級〕

種別		等級	<div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">重度</span> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">←→</span> <span>軽度</span> </div>						
種別	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	(7級)	
外部 機能 障害	視覚障害	○	○	○	○	○	○	—	
	聴覚・平衡 機能障害	聴覚障害	—	○	○	○	—	○	—
		平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	—
	音声・言語・そしゃく機能障害	—	—	○	○	—	—	—	
	肢体 不自由	上肢・下肢機能障害	○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害	○	○	○	—	○	—	—
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		○	○	○	○	○	○	△	
内部 障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・ 直腸・小腸機能障害	○	—	○	○	—	—	—	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害、肝臓機能障害	○	○	○	○	—	—	—	

(注) 7級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7級に該当する障害が2以上重複する場合に6級の手帳を交付する。

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

市町村が行う自立支援医療(更生医療)費の支給の要否について判定を行う。

＜更生医療＞身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔自立支援医療（更生医療）の支給例〕

区分	支給例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む。）など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など
その他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術（抗免疫療法含む。）、抗HIV療法など

(3) 透析療法審査会議の開催

市町村が行う自立支援医療（更生医療）のうち腎臓機能障害に係る人工透析療法が適正に給付されるよう「愛知県透析療法審査会議」を開催し、人工透析療法の開始・継続の要否や開始時期などについて審査を行う。

〔根拠〕 愛知県透析療法審査会議設置要領

〔設置時期〕 1982年2月1日

〔構成員〕 医師6名（任期2年）

〔開催状況〕 毎月1回開催

(4) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第76条第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕 義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、視覚障害者安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器など

(5) 療育手帳の交付

18歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根拠〕 愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備考
A	最重度	I Q20 以下	・知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。
	重 度	I Q21～35	
B	中 度	I Q36～50	・障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
C	軽 度	I Q51～75	

(6) 障害基礎年金診断書等の作成

知的障害者の障害基礎年金診断書や特別児童扶養手当診断書の作成、就労支援のための判定書の交付などを行う。

(7) 巡回相談の実施

要介護度が高いなどの理由によりセンターに来所することが困難な知的障害者及びその保護者を対象に、身近な地域に出向いて巡回相談を実施する。

〔根拠〕 知的障害者巡回相談実施要領

〔内 容〕 療育手帳の相談判定、障害基礎年金診断書等の作成など

〔実施状況〕 年44回

一宮市（11回）、瀬戸市（2回）、春日井市（4回）、津島市（3回）、半田市（12回）、刈谷市（5回）、豊田市（7回）

(8) 相談支援

身体障害者や知的障害者の福祉に関して、専門的な知識・技術を必要とする相談支援や医学的・心理学的・職能的判定、市町村への技術的援助などを行う。

〔根拠〕 身体障害者福祉法第11条第2項、知的障害者福祉法第12条第2項

【参考】身体・知的障害者更生相談所業務の概要

	国	県【広域事務・連絡調整】		市町村
	【制度設計】	本 庁	更生相談所	【援護の実施】
身体障害者 更生相談所 の設置運営	○身体障害者福祉法 第 11 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
身体障害者 手帳の交付	○身体障害者福祉法 第 15～17 条	○法施行細則制定 ○社会福祉審議会 ○医師の指定	○身障手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付
障害程度 認 定	○障害程度等級表 ○認定基準、認定要 領、疑義解釈	○認定基準、認定 要領等制定 ○身障審査部会 ○審査請求対応	○障害程度の認定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・身障審査部会	○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定
自立支援 医 療 (更生医療)	○障害者総合支援法 第 52～75 条 ○支給認定実施要綱	○実施要綱の制定 ○医療機関の指定 ○医療費審査支払 ○透析審査会議	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・透析審査会議	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 ・支給決定
補 装 具	○障害者総合支援法 第 76 条 ○補装具の種目及び 費用額等の基準 ○事務取扱指針	○事務処理要領の 制定 ○市町村への情報 提供・連絡調整	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ○適合判定 ○市町村、補装具業 者等への助言	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 (一部種目) ・適合確認 ・支給決定
知的障害者 更生相談所 の設置運営	○知的障害者福祉法 第 12 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
療育手帳の 交 付	○療育手帳制度要綱 ○運用通知	○実施要綱の制定 ○審査請求対応	○障害程度の判定 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・調査表判定 ○療育手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付 ○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定



### 3 障害者相談業務の実施状況

(1) 2021年度 身体障害者相談件数 (件)

区 分		中 央 児 童 ・ 障 害 者 相 談 セ ン タ ー	西 三 河 児 童 ・ 障 害 者 相 談 セ ン タ ー	東 三 河 児 童 ・ 障 害 者 相 談 セ ン タ ー	計
相談実件数		21,278	8,494	3,527	33,299
相 談 内 容	身体障害者手帳	9,332	2,643	1,346	13,321
	医学診断	5,687	1,682	961	8,330
	更生医療	4,913	3,299	759	8,971
	補装具	1,522	930	488	2,940
	職業	0	0	0	0
	施設入所	1	0	0	1
	その他	0	0	0	0
	計	21,455	8,554	3,554	33,563
判 定 内 容	等級診断	9,222	2,606	1,336	13,164
	医学判定	189	125	86	400
	更生医療判定	4,847	3,296	759	8,902
	補装具判定	1,603	912	485	3,000
	心理判定	1	0	0	1
	職能判定	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	計	15,862	6,939	2,666	25,467
判定書交付件数		6,451	4,208	1,244	11,903

(2) 身体障害者相談件数の推移 (件)

区 分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
相談実件数		31,590	33,272	33,595	31,196	33,299
相 談 内 容	身障手帳	14,248	14,303	14,449	13,830	13,321
	医学診断	8,401	9,654	9,267	8,091	8,330
	更生医療	8,044	8,278	8,660	6,569	8,971
	補装具	2,792	3,103	3,191	3,003	2,940
	その他	3	2	3	3	1
	計	33,488	35,340	35,570	31,496	33,563

## (3) 2021年度 身体障害者手帳新規交付件数(障害別・等級別)

(件)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視覚障害		63	161	22	43	55	6	350	4.5
聴覚障害		0	15	47	146	0	285	493	6.3
平衡機能障害		0	0	0	0	1	0	1	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		2	1	93	20	0	0	116	1.5
肢体 不 自 由	上肢不自由	646	254	128	42	29	35	1,134	14.5
	下肢不自由	70	77	100	161	71	49	528	6.7
	体幹	264	351	213	0	40	0	868	11.1
	脳原性機能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	980	682	441	203	140	84	2,530	32.3
内 部 障 害	心臓機能	1,186	0	297	88	0	0	1,571	20.0
	呼吸器機能	76	0	433	129	0	0	638	8.1
	腎臓機能	153	0	318	793	0	0	1,264	16.1
	膀胱・直腸機能	0	0	21	790	0	0	811	10.3
	小腸機能	2	0	3	0	0	0	5	0.1
	免疫機能	0	11	14	3	0	0	28	0.4
	肝臓機能	12	9	8	8	0	0	37	0.5
小計	1,429	20	1,094	1,811	0	0	4,354	55.5	
合計		2,474	879	1,697	2,223	196	375	7,844	
構成比 %		31.5	11.2	21.6	28.3	2.5	4.8		

(注) 障害区分については、代表部位で計上しています。

構成比については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

## (4) 身体障害者手帳新規交付件数(等級別)の推移

(件)

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
1級	2,473	2,662	2,685	2,611	2,474
2級	958	910	1,017	992	879
3級	1,885	2,031	2,014	1,822	1,697
4級	2,553	2,582	2,469	2,454	2,223
5級	306	277	255	230	196
6級	478	407	405	431	375
計	8,653	8,869	8,845	8,540	7,844

## (5) 身体障害者手帳新規交付件数(障害別)の推移 (件)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
視 覚 障 害	386	405	461	421	350
聴 覚 障 害	571	523	503	523	493
平 衡 機 能 障 害	4	3	0	8	1
音声・言語・そしゃく障害	128	129	145	117	116
肢 体 不 自 由	3222	3,028	3,086	2,877	2,530
内 部 障 害	4,342	4,781	4,650	4,594	4,354
計	8,653	8,869	8,845	8,540	7,844

## (6) 自立支援医療(更生医療)要否判定件数の推移 (件)

区 分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
腎 臓	人工透析	6,210	6,440	6,654	5,047	6,851
	免疫抑制等	836	924	944	725	1,014
心 臓		397	399	422	410	455
肢体不自由		119	84	96	46	68
そ の 他		418	440	465	345	514
計		7,980	8,287	8,581	6,573	8,902

## (7) 2021年度 透析療法審査件数 (件)

区 分		中 央	西三河	東三河	計
審査件数		3,755	2,579	517	6,851
内 訳	審査会議での審査件数	1,066	700	151	1,917
	その他の審査件数	2,689	1,879	366	4,934

## (8) 補装具判定件数の推移 (件)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
義肢(義手・義足)	297	395	352	255	353
装 具	1,031	1,116	1,307	985	1,081
座 位 保 持 装 置	203	221	204	158	190
補 聴 器	738	779	771	780	780
車椅子・電動車椅子	605	546	612	541	550
そ の 他	48	55	39	28	46
計	2,922	3,112	3,285	2,747	3,000

## (9) 2021年度 知的障害者相談件数 (件)

区 分		中 央	西 三 河	東 三 河	計
相談実件数		2,509	1,753	847	5,109
相 談 内 容	療 育 手 帳	2,340	1,548	746	4,634
	生 活	159	160	76	395
	職 業	24	19	19	62
	そ の 他	21	92	6	119
	計	2,544	1,819	847	5,210
判 定 内 容	医 学 的 判 定	160	194	79	433
	心 理 学 的 判 定	2,290	1,524	707	4,521
	職 能 的 判 定	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0
	計	2,450	1,718	786	4,954
判定書等交付件数		2,868	1,819	838	5,525

## (10) 知的障害者相談件数の推移 (件)

区 分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
相談実件数		4,445	4,347	4,505	4,628	5,109
相 談 内 容	療育手帳	3,984	3,913	2,252	4,272	4,634
	生 活	389	352	122	222	395
	職 業	84	55	36	84	62
	そ の 他	65	74	27	99	119
	計	4,540	4,394	2,437	4,677	5,210

## (11) 知的障害者各種判定件数の推移 (件)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
医学的判定	517	451	430	290	433
心理学的判定	3,772	3,689	3,894	4,100	4,521
職能的判定	0	1	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
計	4,289	4,141	4,324	4,390	4,954

## (12) 知的障害者判定書等交付件数の推移 (件)

区 分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
療育手帳	新 規	242	207	234	212	230
	再判定	2,822	2,820	2,920	3,158	3,409
	再交付	331	333	333	330	358
	小 計	3,395	3,360	3,487	3,700	3,997
年金等診断書		360	330	301	206	345
そ の 他		853	910	1,061	889	1,183
計		4,608	4,600	4,849	4,795	5,525

## 4 資料

[第1表] 2021年度 身体障害者手帳新規交付件数（市町村別）

（件）

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
中央児童・障害者相談センター管内	瀬戸市	102	31	54	84	7	20	298
	半田市	98	23	39	77	4	12	253
	春日井市	239	70	162	175	15	46	707
	津島市	56	14	29	65	6	11	181
	犬山市	64	19	36	61	5	6	191
	常滑市	36	13	28	42	3	8	130
	江南市	91	45	46	59	5	14	260
	小牧市	82	41	112	115	11	13	374
	稲沢市	115	31	66	104	8	16	340
	東海市	71	21	35	81	5	17	230
	大府市	46	20	31	29	1	11	138
	知多市	53	27	45	61	3	8	197
	尾張旭市	60	19	29	56	3	5	172
	岩倉市	20	16	30	32	2	2	102
	豊明市	72	13	28	32	4	6	155
	日進市	64	16	32	44	3	2	161
	愛西市	47	18	36	59	6	5	171
	清須市	53	12	31	39	5	9	149
	北名古屋市	42	12	52	57	3	10	176
	弥富市	28	11	18	36	3	4	100
	あま市	54	25	48	53	5	12	197
	長久手市	35	4	19	26	1	4	89
	東郷町	23	8	17	34	5	9	96
	豊山町	9	3	14	7	2	4	39
	大口町	19	7	5	13	0	2	46
	扶桑町	29	14	18	21	3	1	86
	大治町	15	11	19	14	0	6	65
	蟹江町	13	5	10	23	0	6	57
	飛島村	1	0	0	5	0	0	6
	阿久比町	18	12	6	16	1	2	55
	東浦町	19	10	29	27	4	6	95
	南知多町	16	9	16	12	2	4	59
美浜町	16	10	9	20	5	4	64	
武豊町	33	12	21	25	1	6	98	
小計	1,739	602	1,170	1,604	131	291	5,537	

(続き)

(件)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
西三河管内	碧 南 市	43	27	43	37	9	9	168
	刈 谷 市	80	35	60	88	8	11	282
	安 城 市	81	33	91	100	8	16	329
	西 尾 市	90	41	87	97	8	21	344
	知 立 市	34	17	33	37	0	1	122
	高 浜 市	14	8	28	26	2	4	82
	みよし市	38	19	25	18	5	1	106
	幸 田 町	22	11	18	23	4	4	82
	小 計	402	191	385	426	44	67	1,515
東三河管内	豊 川 市	141	35	64	77	6	6	329
	蒲 郡 市	71	17	28	57	9	6	188
	新 城 市	48	8	20	27	0	1	104
	田 原 市	64	25	23	24	6	3	145
	設 楽 町	3	0	4	6	0	0	13
	東 栄 町	4	0	2	1	0	1	8
	豊 根 村	2	1	1	1	0	0	5
	小 計	333	86	142	193	21	17	792
合 計		2,474	879	1,697	2,223	196	375	7,844
構成比 %		31.5	11.2	21.6	28.3	2.5	4.8	

(注) 構成比については、端数処理の関係で合計が100にならない場合があります。(次表以下同じ。)

[第2表] 2021年度 障害別・等級別身体障害者手帳新規交付件数（センター別）

1 中央児童・障害者相談センター

(件)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視覚障害		42	106	16	32	38	6	240	4.3
聴覚障害		0	8	31	99	0	223	361	6.5
平衡機能障害		0	0	0	0	1	0	1	0.1
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		1	1	67	15	0	0	84	1.5
肢体 不 自 由	上肢不自由	510	166	86	32	18	24	836	15.1
	下肢不自由	45	45	73	120	46	38	367	6.6
	体幹	160	261	152	0	28	0	601	10.9
	脳原性機能	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	715	472	311	152	92	62	1,804	32.6
内 部 障 害	心臓機能	835	0	177	78	0	0	1,090	19.7
	呼吸器機能	36	0	287	53	0	0	376	6.8
	腎臓機能	101	0	257	609	0	0	967	17.5
	膀胱・直腸機能	0	0	12	558	0	0	570	10.3
	小腸機能	2	0	2	0	0	0	4	0.1
	免疫機能	0	8	6	3	0	0	17	0.4
	肝臓機能	7	7	4	5	0	0	23	0.4
小計	981	15	745	1,306	0	0	3,047	55.0	
合計		1,739	602	1,170	1,604	131	291	5,537	
構成比%		31.4	10.9	21.1	29.0	2.4	5.3		

(注) 障害区分については、代表部位で計上しています。(3センター共通)

2 西三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視 覚 障 害		13	36	4	11	11	0	75	5.0
聴 覚 障 害		0	6	12	36	0	48	102	6.7
平 衡 機 能 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0.0
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 そ し ゃ く 機 能 障 害		1	0	17	3	0	0	21	1.4
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	87	57	31	9	7	11	202	13.3
	下 肢 不 自 由	14	28	15	32	17	8	114	7.5
	体 幹	62	60	42	0	9	0	173	11.4
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	163	145	88	41	33	19	489	32.3
内 部 障 害	心 臓 機 能	177	0	111	6	0	0	294	19.4
	呼 吸 器 機 能	16	0	97	4	0	0	117	7.7
	腎 臓 機 能	29	0	42	173	0	0	244	16.1
	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	0	0	3	149	0	0	152	10.0
	小 腸 機 能	0	0	1	0	0	0	1	0.1
	免 疫 機 能	0	3	7	0	0	0	10	0.7
	肝 臓 機 能	3	1	3	3	0	0	10	0.7
小 計	225	4	264	335	0	0	828	54.7	
合 計		402	191	385	426	44	67	1,515	
構 成 比 %		26.5	12.6	25.4	28.1	2.9	4.4		



### 3 東三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		8	19	2	0	6	0	35	4.4
聴 覚 障 害		0	1	4	11	0	14	30	3.8
平 衡 機 能 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 そ じ ゃ く 機 能 障 害		0	0	9	2	0	0	11	1.4
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	49	31	11	1	4	0	96	12.1
	下 肢 不 自 由	11	4	12	9	8	3	47	5.9
	体 幹	42	30	9	0	3	0	94	11.9
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	102	65	42	10	15	3	237	29.9
内 部 障 害	心 臓 機 能	174	0	9	4	0	0	187	23.6
	呼 吸 器 機 能	24	0	49	72	0	0	145	18.3
	腎 臓 機 能	23	0	19	11	0	0	53	6.7
	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	0	0	6	83	0	0	89	11.3
	小 腸 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 疫 機 能	0	0	1	0	0	0	1	0.1
	肝 臓 機 能	2	1	1	0	0	0	4	0.5
	小 計	223	1	85	170	0	0	479	60.5
合 計		333	86	142	193	21	17	792	
構 成 比 %		42.0	10.8	17.9	24.4	2.8	2.1		

[第3表] 2021年度 自立支援医療（更生医療）要否判定件数（市町村別）

(件)

区分	判定件数	判定内容										
		視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	肢体	腎臓		心臓	小腸	免疫	肝臓	
						人工透析	免疫抑制等					
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	278	0	0	0	1	142	75	28	0	31	1
	瀬戸市	96	0	0	1	0	50	37	1	0	7	0
	半田市	240	0	0	1	0	190	34	1	0	14	0
	春日井市	879	0	0	2	0	766	66	7	0	35	3
	津島市	57	0	0	0	0	43	8	1	0	5	0
	犬山市	82	0	0	0	1	58	1	15	0	6	1
	常滑市	159	0	0	0	0	135	16	5	0	3	0
	江南市	161	0	0	3	2	129	12	7	0	8	0
	小牧市	346	0	0	2	0	218	36	76	0	14	0
	稲沢市	129	0	0	6	0	93	15	5	0	10	0
	東海市	214	0	0	2	0	185	16	0	0	11	0
	大府市	169	0	0	0	0	140	15	6	0	8	0
	知多市	209	0	0	0	0	184	21	0	0	4	0
	尾張旭市	98	0	0	0	0	75	18	4	0	1	0
	岩倉市	87	0	0	0	1	46	15	18	0	7	0
	豊明市	220	0	0	0	0	197	15	0	0	8	0
	日進市	177	0	0	1	1	145	23	1	0	6	0
	愛西市	43	0	0	0	0	26	12	1	0	4	0
	清須市	189	0	0	0	0	162	17	0	0	10	0
	北名古屋市	157	0	1	2	0	112	12	27	0	3	0
	弥富市	31	0	0	0	0	11	13	1	0	6	0
	あま市	141	0	0	0	0	107	22	0	0	12	0
	長久手市	87	0	0	0	0	66	13	3	0	5	0
	東郷町	110	0	0	0	0	96	12	0	0	2	0
	豊山町	23	0	0	0	0	13	1	7	0	2	0
	大口町	24	0	0	0	0	17	5	1	0	1	0
	扶桑町	26	0	0	0	0	15	6	3	0	2	0
	大治町	48	0	0	0	0	39	8	0	0	1	0
	蟹江町	23	0	0	0	0	10	7	0	0	6	0
	飛島村	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	阿久比町	69	0	0	0	0	59	7	1	0	0	2
東浦町	154	0	0	0	0	126	14	8	0	4	2	
南知多町	40	0	0	0	0	36	3	0	0	1	0	
美浜町	16	0	0	0	0	10	4	0	0	2	0	
武豊町	64	0	0	0	0	53	11	0	0	0	0	
小計	4,847	0	1	20	6	3,755	590	227	0	239	9	

(続き)

(件)

区分	判定 件数	判定内容										
		視 覚	聴 覚	音声・ 言語・ そしゃく	肢 体	腎 臓		心 臓	小 腸	免 疫	肝 臓	
						人工 透析	免疫 抑制等					
西三河管内	岡崎市	909	0	0	3	49	665	53	111	0	28	0
	碧南市	193	0	1	0	0	148	23	11	0	10	0
	刈谷市	240	0	0	0	0	195	26	11	0	8	0
	豊田市	1,028	0	0	2	2	902	73	8	0	40	1
	安城市	205	0	0	0	0	108	49	35	0	11	2
	西尾市	348	0	0	1	0	275	33	23	0	15	1
	知立市	127	0	0	0	0	100	9	8	0	10	0
	高浜市	73	0	0	0	0	50	10	9	0	4	0
	みよし市	116	0	0	0	0	101	11	0	0	4	0
	幸田町	57	0	0	0	2	35	9	7	0	4	0
	小計	3,296	0	1	6	53	2,579	296	223	0	134	4
東三河管内	豊橋市	366	0	0	5	3	231	66	0	0	56	5
	豊川市	113	0	0	1	0	58	38	0	0	14	2
	蒲郡市	188	0	0	1	4	158	11	3	0	11	0
	新城市	73	0	0	1	0	59	9	1	0	3	0
	田原市	12	0	0	0	2	4	4	1	0	1	0
	設楽町	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
	東栄町	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	759	0	0	8	9	517	128	5	0	85	7
合計	8,902	0	2	34	68	6,851	1,014	455	0	458	20	
構成比 %		0.0	0.0	0.4	0.8	77.0	11.4	5.1	0.0	5.1	0.2	

[第4表] 2021年度 補装具判定件数(市町村別)

(件)

区分	判定件数	判定内容										
		義手	義足	装具	座位保持装置	補聴器	車椅子	電動車椅子	意思伝達装置	特例	その他	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	252	3	21	78	23	75	38	7	2	5	0
	瀬戸市	54	0	1	19	3	23	4	2	2	0	0
	半田市	59	2	4	31	7	8	5	2	0	0	0
	春日井市	229	2	15	80	24	56	41	6	4	1	0
	津島市	43	0	3	18	2	14	4	2	0	0	0
	犬山市	49	0	3	13	5	4	16	0	4	4	0
	常滑市	38	0	5	15	2	12	4	0	0	0	0
	江南市	66	2	9	23	4	14	8	2	2	2	0
	小牧市	101	0	2	53	9	14	17	5	1	0	0
	稲沢市	44	0	2	22	0	14	2	4	0	0	0
	東海市	59	0	11	23	0	9	14	2	0	0	0
	大府市	60	0	10	11	4	24	10	1	0	0	0
	知多市	28	0	8	7	2	7	2	2	0	0	0
	尾張旭市	32	0	4	5	1	16	4	2	0	0	0
	岩倉市	28	0	2	9	6	5	6	0	0	0	0
	豊明市	41	1	9	4	1	20	3	2	0	1	0
	日進市	35	1	2	10	4	7	8	3	0	0	0
	愛西市	49	0	3	19	4	16	5	2	0	0	0
	清須市	43	0	3	8	3	15	9	4	0	1	0
	北名古屋市	37	0	2	8	3	11	10	1	2	0	0
	弥富市	33	0	5	25	0	3	0	0	0	0	0
	あま市	40	0	12	12	2	7	6	0	1	0	0
	長久手市	12	0	2	5	0	4	1	0	0	0	0
	東郷町	20	0	4	8	0	5	2	0	0	1	0
	豊山町	6	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0
	大口町	11	0	0	2	0	5	0	4	0	0	0
	扶桑町	16	0	0	5	1	6	2	2	0	0	0
	大治町	8	0	1	1	0	3	3	0	0	0	0
	蟹江町	14	0	2	9	0	2	0	1	0	0	0
	飛島村	4	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
	阿久比町	6	1	0	0	1	3	0	1	0	0	0
	東浦町	26	0	1	21	0	4	0	0	0	0	0
南知多町	17	0	4	2	2	4	4	1	0	0	0	
美浜町	18	0	0	2	7	2	4	3	0	0	0	
武豊町	25	0	5	11	0	5	2	1	0	1	0	
小計	1,603	12	158	563	120	419	235	62	18	16	0	

(続き)

(件)

区分	判定 件数	判定内容										
		義手	義足	装具	座位 保持 装置	補聴器	車椅子	電動 車椅子	意思 伝達 装置	特 例	その 他	
西三河管内	岡崎市	216	1	12	92	4	62	35	9	1	0	0
	碧南市	43	0	7	15	2	9	8	2	0	0	0
	刈谷市	69	0	7	22	4	26	3	7	0	0	0
	豊田市	262	2	41	87	15	60	31	21	5	0	0
	安城市	93	0	10	21	8	36	10	8	0	0	0
	西尾市	103	0	9	53	3	27	7	2	2	0	0
	知立市	36	0	12	12	2	9	1	0	0	0	0
	高浜市	11	0	0	2	2	5	2	0	0	0	0
	みよし市	43	0	2	27	2	8	3	1	0	0	0
	幸田町	36	0	0	4	6	17	3	4	2	0	0
	小計	912	3	100	335	48	259	103	54	10	0	0
東三河管内	豊橋市	266	1	40	114	15	52	35	9	0	0	0
	豊川市	114	0	22	44	3	23	11	9	1	1	0
	蒲郡市	50	0	9	11	2	15	10	3	0	0	0
	新城市	29	0	6	11	0	5	4	3	0	0	0
	田原市	20	0	2	0	2	7	7	2	0	0	0
	設楽町	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	東栄町	3	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0
	豊根村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	485	1	79	183	22	102	69	27	1	1	0	
合計	3,000	16	337	1,081	190	780	407	143	29	17	0	
構成比 %		0.5	11.2	36.0	6.3	26.0	13.6	4.8	1.0	0.6	0.0	

[第5表] 2021年度 知的障害者相談件数（市町村別）

(件)

区分	相談 実件数	相談内容									
		施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	405	0	0	1	0	24	0	388	6	419
	瀬戸市	102	0	0	1	0	13	0	90	0	104
	半田市	128	0	0	1	0	5	0	122	0	128
	春日井市	312	0	0	4	0	28	2	281	1	316
	津島市	58	0	0	1	0	2	0	56	1	60
	犬山市	70	0	0	0	0	5	0	67	0	72
	常滑市	49	0	0	0	0	2	0	46	0	48
	江南市	93	0	0	1	0	8	0	84	2	95
	小牧市	151	0	0	0	0	13	0	140	0	153
	稲沢市	105	0	0	0	0	8	0	98	2	108
	東海市	118	0	0	1	0	3	0	115	0	119
	大府市	68	0	0	2	0	6	0	62	0	70
	知多市	48	0	0	0	0	2	0	45	0	47
	尾張旭市	66	0	0	0	0	3	0	62	0	65
	岩倉市	31	0	0	0	0	1	0	33	0	34
	豊明市	62	0	0	4	0	2	0	57	0	63
	日進市	42	1	0	1	0	1	0	37	1	41
	愛西市	54	0	0	0	0	9	0	47	1	57
	清須市	33	0	0	0	0	1	0	32	0	33
	北名古屋市	77	0	0	0	0	4	0	73	0	77
	弥富市	54	0	0	2	0	5	0	47	1	55
	あま市	62	0	0	1	0	2	0	58	2	63
	長久手市	32	0	0	1	0	1	0	30	0	32
	東郷町	39	0	0	0	0	1	0	38	0	39
	豊山町	17	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	大口町	29	0	0	2	0	2	0	26	0	30
	扶桑町	21	0	0	0	0	1	0	20	0	21
	大治町	22	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	蟹江町	26	0	0	1	0	1	0	23	1	26
	飛島村	2	0	0	0	0	1	0	1	0	2
	阿久比町	17	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	東浦町	50	0	0	0	0	2	0	48	0	50
南知多町	8	0	0	0	0	0	0	7	0	7	
美浜町	15	0	0	0	0	2	0	13	0	15	
武豊町	43	0	0	0	0	1	0	42	0	43	
小計	2,509	1	0	24	0	159	2	2,340	18	2,544	

(続き)

(件)

区分	相談 実件数	相談内容									
		施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	
西三河管内	岡崎市	434	0	0	1	0	43	0	378	28	450
	碧南市	79	0	0	0	0	9	0	70	2	81
	刈谷市	134	0	0	1	0	9	0	123	5	138
	豊田市	498	0	0	10	0	44	0	439	26	519
	安城市	200	0	0	4	0	25	0	171	6	206
	西尾市	187	0	0	1	0	16	0	168	11	196
	知立市	72	0	0	2	0	5	0	67	2	76
	高浜市	63	0	0	0	0	6	0	55	3	64
	みよし市	48	0	0	0	0	3	0	41	7	51
	幸田町	38	0	0	0	0	0	0	36	2	38
小計	1,753	0	0	19	0	160	0	1,548	92	1,819	
東三河管内	豊橋市	438	0	0	12	0	53	0	368	5	438
	豊川市	204	0	0	4	0	10	0	190	0	204
	蒲郡市	77	0	0	1	0	11	0	65	0	77
	新城市	59	0	0	0	0	0	0	59	0	59
	田原市	60	0	0	2	0	2	0	55	1	60
	設楽町	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	東栄町	5	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	豊根村	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
小計	847	0	0	19	0	76	0	746	6	847	
合計	5,109	1	0	62	0	395	2	4,634	116	5,210	
構成比 %		0.0	0.0	1.2	0.0	7.6	0.0	88.9	2.2		

[第6表] 2021年度 知的障害者判定件数（市町村別）

(件)

区分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他	計
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	22	376	0	0	398
	瀬戸市	11	85	0	0	96
	半田市	7	119	0	0	126
	春日井市	33	273	0	0	306
	津島市	2	56	0	0	58
	犬山市	4	67	0	0	71
	常滑市	2	47	0	0	49
	江南市	6	83	0	0	89
	小牧市	14	135	0	0	149
	稲沢市	8	95	0	0	103
	東海市	2	113	0	0	115
	大府市	3	65	0	0	68
	知多市	2	40	0	0	42
	尾張旭市	4	58	0	0	62
	岩倉市	1	33	0	0	34
	豊明市	3	56	0	0	59
	日進市	3	37	0	0	40
	愛西市	4	50	0	0	54
	清須市	0	30	0	0	30
	北名古屋市	4	72	0	0	76
	弥富市	6	46	0	0	52
	あま市	3	55	0	0	58
	長久手市	2	29	0	0	31
	東郷町	1	36	0	0	37
	豊山町	0	17	0	0	17
	大口町	2	29	0	0	31
	扶桑町	1	19	0	0	20
	大治町	0	21	0	0	21
	蟹江町	2	22	0	0	24
	飛島村	1	1	0	0	2
	阿久比町	0	17	0	0	17
	東浦町	3	46	0	0	49
	南知多町	0	7	0	0	7
美浜町	3	13	0	0	16	
武豊町	1	42	0	0	43	
小計	160	2,290	0	0	2,450	



(続き)

(件)

区 分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	そ の 他	計
西 三 河 管 内	岡 崎 市	52	373	0	0	425
	碧 南 市	12	67	0	0	79
	刈 谷 市	12	116	0	0	128
	豊 田 市	51	430	0	0	481
	安 城 市	27	174	0	0	201
	西 尾 市	20	169	0	0	189
	知 立 市	7	61	0	0	68
	高 浜 市	7	55	0	0	62
	みよし市	6	42	0	0	48
	幸 田 町	0	37	0	0	37
	小 計	194	1,524	0	0	1,718
	東 三 河 管 内	豊 橋 市	52	347	0	0
豊 川 市		10	186	0	0	196
蒲 郡 市		13	61	0	0	74
新 城 市		2	53	0	0	55
田 原 市		2	51	0	0	53
設 楽 町		0	1	0	0	1
東 栄 町		0	5	0	0	5
豊 根 村		0	3	0	0	3
小 計		79	707	0	0	786
合 計		433	4,521	0	0	4,954
構成比 %		8.7	91.3	0.0	0.0	

[第7表] 2021年度 知的障害者判定書等交付件数（市町村別）

(件)

区分	療育手帳			年金等 診断書	その他	計	
	新規	再判定	再交付				
中央児童・ 障害者相談セン ター 管内	一宮市	22	276	29	14	107	448
	瀬戸市	10	66	15	9	14	114
	半田市	4	88	10	3	37	142
	春日井市	17	183	30	22	94	346
	津島市	2	50	2	1	15	70
	犬山市	4	55	2	3	25	89
	常滑市	0	41	1	2	10	54
	江南市	3	65	7	7	26	108
	小牧市	6	108	11	13	47	185
	稲沢市	5	82	5	7	22	121
	東海市	7	88	16	1	25	137
	大府市	0	53	6	3	23	85
	知多市	3	28	7	1	14	53
	尾張旭市	1	41	7	3	17	69
	岩倉市	2	23	1	0	12	38
	豊明市	3	42	10	2	24	81
	日進市	5	26	3	0	18	52
	愛西市	0	36	1	4	11	52
	清須市	2	28	5	1	3	39
	北名古屋市	7	55	6	2	25	95
	弥富市	5	30	7	4	16	62
	あま市	5	33	10	2	16	66
	長久手市	4	22	0	1	11	38
	東郷町	1	24	3	1	18	47
	豊山町	1	12	0	0	4	17
	大口町	2	18	1	1	12	34
	扶桑町	0	19	0	1	3	23
	大治町	1	17	1	0	8	27
	蟹江町	2	13	1	1	8	25
	飛島村	0	0	0	1	0	1
	阿久比町	0	15	1	0	3	19
東浦町	1	40	1	2	15	59	
南知多町	0	5	1	0	3	9	
美浜町	1	9	0	2	5	17	
武豊町	1	30	0	1	14	46	
小計	127	1,721	200	115	705	2,868	

(続き)

(件)

区分	療育手帳			年金等 診断書	その他	計	
	新規	再判定	再交付				
西三河管内	岡崎市	15	285	28	43	80	451
	碧南市	4	55	4	9	9	81
	刈谷市	6	93	9	9	22	139
	豊田市	18	319	34	44	105	520
	安城市	9	141	4	25	27	206
	西尾市	6	127	9	16	35	193
	知立市	5	43	10	5	13	76
	高浜市	3	36	2	6	16	63
	みよし市	4	28	4	3	13	52
	幸田町	3	24	0	0	11	38
小計	73	1,151	104	160	331	1,819	
東三河管内	豊橋市	15	257	33	47	81	433
	豊川市	5	147	7	9	35	203
	蒲郡市	5	42	3	12	14	76
	新城市	3	43	4	0	7	57
	田原市	2	41	7	2	8	60
	設楽町	0	1	0	0	0	1
	東栄町	0	4	0	0	1	5
	豊根村	0	2	0	0	1	3
小計	30	537	54	70	147	838	
合計	230	3,409	358	345	1,183	5,525	
構成比 %	4.2	61.7	6.5	6.2	21.4		

2023年1月発行

編集発行 愛知県中央児童・障害者相談センター（企画・児童指導課）

名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎7階

電話：052-961-7250(代)

FAX：052-950-2355

